

本格的な活動を開始する年に / 第2回総会開催

田尻議長のご遺志を引き継ぐ新議長に原田正純氏

さる6月2日、全国安全センターも第2回総会を迎えることができました。第2回総会と前日に設定された全国交流会は、神奈川県横須賀市で開催され、地域センター会員の代表や賛助会員の他、福島県労働安全衛生センター、岡山地区労働安全衛生センター準備会、福岡県労災連の代表なども参加してくださいました。総会では、原田新議長の記念講演が行われました(別掲)。

昨年5月に(財政的にも)ゼロから出発、直後の7月には、結成の推進力だった田尻宗昭初代議長を転移性肝臓がんのため失うという困難な事態に直面しながらも、ここまでこれたのも関係者の皆様のお蔭であると感じています。

そういう意味では、今年度はともかく全国安全センターを結成・維持させることができたということ自体が、まず第一の成果であると言えます。そして、①第1回労働安全衛生学校を開催し、自主対応型の労働安全衛生活動の重要性・必要性を広めたこと、②各地でのアスベストによる健康被害の実態を紹介し、アスベスト規制法制定をめざす運動の一翼を担ってきたこと、③「外国人労働者の労災白書」の発表が社会的に大きく取り上げられ、全国安全センターの名前が知られたこと(ただし、取り組みとしては、事務局を中心としたものであり、全国ネットワークの良さを生かした取り組みはこれからです)、④「安全センター情報」を毎月発行し、一定の



評価を受けていること、などは、初年度としてはまずまずの成果ではなかったかと考えます。しかし一方で、組織体制的な面や財政的な面での弱さは否定できず、本年度、本格的な活動を始動させると同時に、組織・財政面の整備を急いで、自立した組織体制を整える必要があります(賛助会費を1口1万円とし、購読会員制度も設けました)。

加盟地域センターは自治体労安研を含め15団体でスタートしましたが、昨年は尼崎労働安全衛生センター等2団体、今年度に入って静岡県清水地区労働安全センター、福島県労働安全得性センター(オブ)が加わり、19団体となっています(また、北海道については札幌緑愛病院職業病相談室から社団法人北海道労働災害・職業病研究対策センターとしての加盟になりました)。

田尻議長亡き後、谷沼副議長に議長代行としてご無理をお願いしてきましたが、今回、新しい

議長には、水俣病の問題、そして三池のCO中毒をはじめ様々な労災職業病問題に取り組んでこられた原田正純・熊本大学助教授に就任してい

ただきました。副議長として、天明佳臣・労働者住民医療機関連絡会議議長、元労働基監督官で労災補償制度問題研究家の井上浩氏にも加わ

静岡・清水

全国の仲間の皆さんこんにちは。

私たちは、静岡県清水市の労働安全センターです。この度、全国労働安全衛生センター連絡会議に加盟することになりました。大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

清水市は、三保の松原、日本平等、風光明媚な観光地と、清水次郎長で有名なところですが、産業的には清水港を中心にかつては、造船、木材、缶詰産業が地場産業として盛んな地でありましたが、構造不況に見舞われて以来、産業活動の低迷が続いている街です。

こうした中で、清水地区労に結集している仲間は、多くの倒産攻撃と組織破壊攻撃を闘いながら地域の連帯を強めてきました。

清水地区労働安全センターは、15年ほど前に発足し、以来、地道な活動を積み上げて今日に至っていますが、地域の未組織労働者の労災相談も多くあり、困難な課題については、全国安全センターの古谷さんの援助もいただきながら解決に至ったケースもあり、本当にお世話になっています。

今後も、地域労働者の労働安全センターとして頑張っていきたいと思っています。引き続き御支援、御指導をよろしくお願い申し上げます。

(清水地区労働安全センター

理事長 橋本勝六)

北海道

北海道労働災害・職業病研究対策センターは、6月20日第23回通常総会を開催し、新年度の事業計画を決定しました。

北海道における平成2年度の労災死亡は168名、休業4日以上の方数は11,917名、業務上疾病発生は681名であり、ここ数年横ばいの状況です。しかも、表面に現れない災害や疾病を含めて全産業を通じて課題が山積みしております。

こうした中にありながら、各労働組合・職場の「安全闘争」は極めて低調であると言わざるを得ません。

当「職研センター」も発足して23年を経過しましたが、まだまだ北海道における労災職業病運動の「センター」にふさわしい活動には程遠い存在でした。

新年度は、こうした点を反省し、労働組合・職場の「安全闘争」との連携を密にし、運動を組織するという観点で再出発を期す総会でした。

具体的には、職場・地域の活動家を対象にした研修会や各地域毎の学習会の実施、ニュースの発行による情報の提供、巡回相談活動、調査・研究活動などですが、あせらず地道に一步步前進したいと思っています。

そして、運動の裾野を広げるために未加入の各労働組合や地区労に対する参加の呼びかけを積極的に行うこととし、総会直後の取り組みによって、すでに新規加入の動きが出始めております。

また、全国の運動に学び、連帯するため「全国労働安全衛生センター連絡会議」への加入を決定しました。一番後ろからゆっくりについていきたいと思っております。

((社)北海道労働災害・職業病研究対策センター
事務局長 栗林賢一)

っていただきました。顧問—鈴木武夫氏(元国立公衆衛生院院長)、特別顧問—五島正規氏(衆議院議員)には、引き続き就任をお願いしています。

今年度の活動方針案については、以下の重点課題を設定しました。

① 自主対応型の労働安全衛生活動(講座)の実践・普及

自治労が先鞭をつけた自主対応型の労働安全衛生講座を、民間職場(金属機械、全港湾等で企画が始まっています)や各地域に広げていきます。

まずは、ILOの「安全、衛生、作業条件トレーニング・マニュアル」の普及と各地域で実際にやってみることが重要です。全国安全センターと各地域センターは、言わば「伝導者」として、実践の経験を蓄積し、その中からより日本の実情と産業・職種に適合した手法や教材を開発していく役割を果たすべきでしょう。

「安全センター情報」では、実践事例の紹介とILOトレーニングマニュアルの補助教材的な記事を連載で掲載し、集中的なキャンペーンを行っていきます。各地域・職場での経験を全国安全センター事務局に集中するようにしてください。

② 労災補償制度改悪阻止の闘いの継続と制度改善に向けた取り組み

労働基準法研究会中間報告断念後の制度見直し作業が再開されると思われます。中間報告の蒸し返し等の改悪作業を許さないのはもちろんのこと、積極的に制度改善を働きかけ、また、そのための研究を推進します。

具体的には、関係団体等と協力して、認定基準、治ゆ・症状固定、障害認定のあり方等の抜本見直しへの作業を開始していきたいと考えます。当面の課題としては、振動病の経過観察期間導入通達の積極面を活用するよう

な各地域での取り組みが重要です。

全国安全センターとしては、労災補償制度問題研究会の提言や学会での議論(昨年労働法学会、社会保障法学会で労災補償法制の問題が取り上げられています)、また、被災者組織の提起(労災脊損会が89年9月に発表した要望書やじん肺患者同盟で進められている労災保険法令改正要綱作成作業)などを踏まえた学習・研究を進めていきます。

③ アスベスト・職業がん110番の実施と規制法制定の推進

第2回総会後に、全国一斉に「アスベスト・職業がん110番」を実施します。一回の「110番」だけでは被害の全貌を明らかにすることは不可能ですが、全国ネットワークを生かした初の取り組みとして、アスベストによる健康被害の危険性について社会的な注目を呼び起こしたいと考えています。また、各地域でターゲットを絞って具体的な被害の掘り起こし作業を開始する契機になればと思います。

石綿対策全国連絡会議、アスベスト規制法制定をめざす会の活動に協力し、アスベスト規制法案の成立をめざします。

④ じん肺プロジェクトの発足

じん肺をめぐる諸問題について検討を進めるため、じん肺プロジェクトを発足させます。労働者住民医療機関連絡会議の協力を得て医学的研究を進めるとともに、各地域センターの取り組みの連携、認定基準等制度の改善を含めた積極的な取り組みを進めていきます。

⑤ 「労災(・医療・福祉)相談マニュアル」の作成

各地域センタースタッフや実務家の役に立つような「労災(・医療・福祉)相談マニュアル」を作成します。今年度から作業を開始し、来年度中くらいを目途に完成させたいと考えています。

⑥ アジア等への情報発信(ニューズレター発行)と相互交流の促進

昨年10月に香港で行われた「第2回アジア地域労働安全衛生ワークショップ」で芽生えたアジア地域との連帯の輪を継続・発展させていくための第一歩として、英文ニューズレターを発行します。紙名は「WORKING ENVIRONMENT AND POLLUTION PROBLEMS」とし、第1号を4月に発行、年4回の発行をめざします。

また、可能な限り各国を訪れるなどとして、顔と顔をつき合わせた交流・連帯を積極的に促進します。

⑦ 地域センターの拡大、加盟促進と地域での相互交流・連携の促進

地域センター会員の拡大を促進します。そのためにも、新たな地域センターの設立の援助や労住医連と協力して働く者の立場に立った医療機関の設立に協力していきます。

また、地域センター活動の発展・強化のため、とくに、関東・東日本、関西・西日本、四国、九州等のブロックごとの地域センターの相互交流・連携を促進していきます。

め、とくに、関東・東日本、関西・西日本、四国、九州等のブロックごとの地域センターの相互交流・連携を促進していきます。

⑧ 賛助会員の大幅拡大

会費規定を改正し(1口1万円でも入会可能に一可能な限り3口以上をお願いしつつします)、全国安全センターをより広範な方々に支えてもらう体制にし、また、それによって財政基盤を確立します。

賛助会員を(⑨の購読会員と合わせて)400人・団体にすることを目標とします。

⑨ 「安全センター情報」の編集体制の確立と内容の充実

昨年末に発足させた編集会議の拡充と年4回開催体制を確立し、「安全センター情報」の内容を充実させていきます。

また、新たに購読会員制度を設け、「安全センター情報」の普及・拡大に努めます。

水俣病から学んだ経験を生かして

発生・被害の拡大・補償の三つの責任の追及を

全国労働安全衛生センター連絡会議議長 原田正純

田尻さんという大きな顔と谷沼さんというベテランの後を引き継ぐというのは、私にとってはたいへんつらいことなんですけれども、お受けした以上はがんばってみたいと思います。

いきなり昨夜記念講演と言われて準備をできなかったものですから。私は、卒業以来ずっと水俣病のことをやってきましたので、水俣病から私自身が学んだことを一つ二つ話しながら、その中から、労災職業病のことを考えてきた足跡みたいなものをお話したいと思います。

私が最初に水俣を訪れたとき、現地はたいへ

ん悲惨なものでして、とにかく漁師の村に船がない、漁師の家に網がない、という状況でした。驚いたのは、病気の悲惨ということよりも、そういう社会的に置かれた悲惨さというものが、その後の私の行動を決定づけたわけです。

私たちは、その頃大学病院におりまして、私たちが手弁当で診察に行っても、無条件で感謝されると思って行ったわけなんですけれども、実は思いがけなく、診察を拒否されたのでした。拒否の理由は二つありまして、一つは、もう放っておいてくれと言うわけですね。先生たちが

うろろうすると、またマスコミが水俣病のことを書き立てる。せっかく世間の人たちが忘れかけているのに、また思い出して魚が売れなくなるから来ないでくれと。もう一つは、何遍診てもらっても何も変わりはないじゃないかと。何度来ても同じだから、来ないでくれと。医師になったばかりの私には、非常にショックだったわけです。

治らない病気は他にもたくさんあるわけですが、そういう治らない病気の人を前にしたときに、私たちは本当に何もすることがないのだろうかということ。あるいは、医者と患者の関係というのは、治す一治されるという立場でしかないのだろうかとか。あるいは、そういう人たちを前にしたときに、われわれはどうやって付き合いをしていくのだろうか、というようなことが、私に問いかけられたのだと思います

もう一つは、彼らは一体何を悪いことをしたというのだろうか。ただ、親の代から魚をとって食べたのではないか。それがなぜ、悪いことをしたみたいで、隠れるようにして生きていかなければならないのか。このようにした水俣病の本当の意味の原因とは何だろうかというようなことを考えました。

つまり、現地を訪れたときに、頭の中が混乱するくらい大きな問題を患者たちから投げかけられたわけです。実は、私はあまり医者になるのは好きでなかったんですけども、親父が田舎で開業していて長男だったものですから、悪しきききたりでなったわけですが、10年くらいしたら田舎に帰るつもりだったのが、ついついこういうかたちで残ってしまったのは、このときの衝撃が原因だったと思います。

その時、投げかけられた問題は、私の中で、必ずしも今、十分に解決してないんですけども。現在も、治らない病気を、われわれは自分たちの手でどんどん作っている、ということ、また、九州という場所にも恵まれ、たくさんの



中毒、職業病、労災と係わり合うことになったことと続いているのです。

例えば、水俣病の原因は有機水銀中毒といえ、それは一つの答えになるわけです。学生に試験をしたときに、水俣病の原因は何かと聞いて、有機水銀中毒と言えほとんど満点に近いわけですが、それは小さな原因だと思ふのです。もう少し大きな原因は、チッソという企業が、利益を追及するために、安全性を無視して工場排水の中にメチル水銀が含まれることを知りながら流したから起こったのだという中なる原因があると思うのです。それでも、水俣病という事件を全部説明できないもっと大きな原因があると思うのです。それは、やはり、人間を人間とみないということ、毒と知りながらそれを流しているその先の方に、海と切っても切れない暮らしをしている20万の人たちがいた、その人々の生命とか暮らしを無視した、それがやはり一番大きな原因ではないだろうかと思ふ。

そのことを直さない限り、いくら熊本大学が苦勞して水俣病の原因は有機水銀ですよと言ったって、何もならないことはなかったけれど、新潟で第二の事件が起こり、今また途上国で同じような事件を起こしていること

ではないかと、この30何年かの経験の中で少しずつ学んできたと思うんです。

そういう結果、私たちは、やはり、起こしたことに責任をきちんととらせる。そのことを抜きにしては、予防は成り立たないと感じるようになってきたわけです。その責任といっても、例えば、新潟水俣病が起こったのは、昭和40(1965)年ですけれども、原因がわかったというのは、1960年には明らかになっていたので、5年もたったのに同じことを繰り返したというのは、やはり、原因がわかった時点で私たちがその責任を徹底的に追及しなかった甘さだと思ふのです。起こってしまったのだからもうしかたないと、そこであきらめて手を打ってしまったという思いという反省があるのです。そのことが、第二の水俣病を阻止できなかったということだと思ふのです。

それは、労災やいろいろな職業病をみても、あまりにも同じことが繰り返され過ぎるという思いと同じなのです。

その場合の責任ですが、私は、三つあると思ふのです。一つは、起こしてはいけなかった責任。つまり、発生責任です。これに対して、チッソもそうですが、例えば、振動病などでも、予見できなかった、起こるのを知らなかったという逃げ方があるわけです。知らなかったから不可抗力というのです。しかしそれは、一般の人が、労働者一般が、そういうことを知らなかったという話と、それを専門にした特殊な企業だとかそれを職権で強制的に使わせる側が、知らなかったという話とは全然違うわけです。そのためにいろいろな準備や調査をしなければいけないわけでしょう。それは、企業の責任なのです。あるものを流したり、作らせたり、やらせるという側は、常にそのことについてできる限りの調査や研究をしておかなければならない義務があるわけです。

発生責任の詰めというのは、公害でも労災職

業病でも、非常に重要なポイントになるのではないかと思います。そういう意味から言うと、先の振動病の最高裁判決などは、実にけしからんと思います。人間をモルモットのように、使ってみなければわからないではないかというような言い方をしているわけです。そういう話がどんどん進行していけば、何でもかんでも起こったときに最初は責任がないということになってしまう。新しい技術や新しい化学物質が使われていくわけですから、一もつともそれを止める闘いも必要なのですが一発生責任を明らかにしていくことが、労働者や市民の生命や健康を守る一つのポイントになるわけです。

二番目は、仮に百歩譲って、起こったのはやむを得なかったとしても、被害を最小限に食い止めなければならないと思ふわけです。いろいろな事例でわかるように、被害が起こってから対策がとられるまでの時間が長すぎるわけです。それで、どんどん被害を拡大してしまうということがおこります。これは被害の拡大責任です。

それからさらに、百歩も二百歩も譲って、防止もできなかった、被害の拡大も阻止できなかったとしたら、第三の責任というのは、即時無条件に被害者を救済することしかないわけです。救済責任ですね。ところが、この救済の責任も、何だかんだと言って言い逃れをしているのが現状なのです。今、私は、水俣病の構造を頭において話しているのですが、実はそれはそっくりそのまま他のものにも当てはまると理解していただけたと思います。

われわれが、そういう三つの責任を追及するのが、不十分であったばかりに、被害を最大限に拡大してしまったし、いまだに救済の責任も果たしていない。そればかりか、同じような過ちを繰り返してしまっていると思ふ。

現在、認定されている人は二千人。もう九百人が亡くなっているというのが、水俣病の現実です。「水俣病でない人」一否定された人がす

でに万人いるわけですね。そして、その中の二千人が企業と行政を相手に裁判を起こしている。規模の大きさも史上最大でしょうけれど、そういうことは本来起こってはいけないことで、非常に嘆かわしいというか哀しいことだと思います。

最近になって和解の動きが出ています。全国連という弁護団の組織がありまして、この人たちが和解を進めているわけですが、和解そのものを、私は否定するつもりはないのですが、和解というものが、お互いが譲り合って成り立つのだと、行政は言っているのです。チツソは黙っているのですが。例えば、私とどなたかが交通事故を起こして和解しましょうとなったら、その時、お互いに歩み寄りましょうというのならわかりますけれども、公害病の場合には、そういう意味での和解は成り立たないと思うのです。

というのは、最初から非常に不公平な構造になっているのです。一方的に被害者は被害者であって、被害者が逆に加害者になることは絶対ないわけです。交通事故なら、今日の被害者が明日は加害者になる場合もひょっとしたらあるわけですが、絶対逆転することはあり得ないわけです。二番目は、常に片方が、ものすごく情報をもっているし、カネももっているし、場合によっては、カネを使って学者だって動員できる、非常に強い立場にある。被害者は常に圧倒的に弱い立場であって、何もない人が多いわけです。これはものすごく不公平なのです。それから三番目がまだあるのですけれど、県庁の公害課の役人、大臣だって県知事だって、会社の社長だってみんな次々代わるんですね。熊本県などは公害部を二年で代わっていますけれど、だいたい公害部に二年いると偉くなるのです。御苦勞さんと言うわけですね。私は、前の知事に、公害部に二年いたらみんな偉くなるではないかと言ったら、「それはそうですよ、当

り前じゃないですか、あれはたいへん苦勞する課だから」と言うわけです。一方、被害者は死ぬまで代われないわけですよ。だから、係が代わる毎に、話はしょっちゅう最初からやらなければいけない。

こういう非常に不公平な中で、お互いに歩み寄りということはないのです。被害者に一体何をがまんしろというのですか。もし和解があるなら、それは一方的に加害者が引くしかないわけです。その点の不公平さをしっかり見極めていかないと、最後は結局、被害者が泣かされると思うのです。和解と言うけれど、一方的に被害者が黙られるということになるのでは、それは和解ではないと思うのです。

私は、三池の一酸化炭素中毒の裁判、それに振動病の裁判にもずっとかかわってきました。そこでも、まさに三つの責任というのは問題になっています。九州の振動病の裁判では、最後まで鑑定を拒否してきました。鑑定というのは、極端な言い方ですが、いかにも公平かのように見えているが、両方から鑑定させる一両方から鑑定させても、どっちをとるかというのは、よほどデキに差がない限り、権威のある方を取ってしまうことが多いのです。権威というのがまた問題ですが、肩書のある方を取ってしまうことが多いわけですね。だから、振動病に関しては、鑑定を最後まで拒否したのです。

ただ、拒否しても、向こうが勝手にやるのは妨害しないということで、両方から鑑定人を推薦してやるかたちをとらなかったのです。今、鑑定は、国側が推薦した鑑定人だけでやっています。しかし、もう三年にもなるのに鑑定書は出さない。出してきたら、鑑定した先生方を呼んで、徹底的にその内容について追及していこうと考えているわけですが、それは、人の一生の問題を鑑定した以上、そのことに対して、きちんと責任をとってもらわなくてはなりません。無責任に鑑定書を出して、後始末もし

ないということは許されないとはいえず。

こちらは、鑑定には反対です。しかし、診断書を補足することはやりましょうということで、200頁くらいの診断書を出します。その内容については、こちらもちろん質問を受けます。きちんと責任をとります。そちらにも出てきてもらいます。その中で、今言った三つの責任ですね。それを個々のケースにおいて考えたわけです。振動病では、40年までは発生の予想ができた、できないという議論があるのですが、トータルでそれが言えたとしても、一人一人の例をずっと見てみると、症状が出てからやめるまでの期間がみんな長いわけで、その責任はどうなるのか。40年以降からはじめた人もいるし、年をとってからはじめた人もいます。それから、症状の経過を図に書いてみると、今の時点で縦割りにして老人性の合併症かどうかといえれば非

常に判断が難しいけれど、経過を見れば最初から症状があるわけですから、老人性の症状ではないことは一目でわかるわけです。かりに合併症があっても、それも非常によくわかる。いつ頃から出た症状かということ进行分析していけば非常によくわかるのです。というようなことを、私なりに生かして診断書を作っております。私はそういうように、労災や職業病の問題に水俣病の経験を生かしてやってきました。

そういうことで、私は、今度議長などという責任ある仕事に指名されたわけですが、私は、やはり水俣で学んだことをそれぞれの問題に活かすというやり方でしかできないと思います。どうか、そのような私なので、いろいろ教えて御指導下さい。

(6月2日第2回総会での記念講演。)

文責は編集部

改正会費規定

規約第7条の規定に基づく、会費規定の第1条及び第2条を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で3口以上とする。	第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。
第2条 賛助会員の会費は、年額3万円とする。	第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

*ただし、可能な限り、3口以上でお願いします。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円(送料込み)	6部	年額45,000円(送料込み)
2部	年額19,000円(送料込み)	7部	年額49,000円(送料込み)
3部	年額27,000円(送料込み)	8部	年額52,000円(送料込み)
4部	年額34,000円(送料込み)	9部	年額54,000円(送料込み)
5部	年額40,000円(送料込み)	10部以上	1部につき年額6,000円(同上)

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

複雑な労働形態に対応した補償制度を

問題の多い労災保険の特別加入制度

参議院議員 **村田誠醇**氏に聞く

— 昨年の労災保険法改正の第三次分として、農業の個人事業主に係る労災保険の特別加入制度として、従来からあった「指定農業機械作業従事者」に加えて、「特定農作業従事者」の新設が4月1日から施行されました(改正省令が施行されたのは4月12日)。今号では別掲でこれに係る施行通達(平成3年3月1日付労働省発労徴第13号・基発第123号、及び、平成3年4月12日付労働省発労徴第38号・基発第259号)を紹介します。

紹介するにあたって、この法改正の国会審議の中で、昨年6月14日の参議院社会労働委員会で村田先生が非常に突っ込んだ質問をなさっていたのが印象的でした。そこで、この問題の事情をよく御存知の先生からお話を伺いたいと思ったわけです。

村田 まあ、たまたま知っておって、田植の機械などほんの1カ月くらいしか使わないのに1年分の保険料を取られるのはおかしいじゃないとか、そういう話は前から聞いてたんですよ。それで、質問したんですね。

何が問題点があるのか、大半の人は知らないでしょうね。労働省の役人に言ってもわかりませんから。

— まず、今回の改正をどのようにみたらいいのでしょうか。

村田 これは下衆の勘ぐりで、質問でも言ったけれど、選挙で負けたのでこれはあぶない。農民の対策を何か打たないといけない。何かあるかと聞いたら、農協中央会あたりで多分これが出てきて、そのまま労働省もとっちゃったけれども。本来、他に、もっと救わなく



ちやいけない部門の人の方が多いいんじゃないの。農業など、労働時間と勤務形態を特定できないやつをわざわざ引っ張ってきて、これだけの労災法の改正を何でしなければいけなかったのか。それがいま僕らにはわからない。

— そんなに強い要求があったという気もしないのですが。

村田 ないでしょうね。農協中央会がどれだけ力を入れてやうのかということも農協さんにも聞いたけれど、一応、計画はあって全国集めてやりますとは言っても、現実的に力を入れてやっているところはほんのわずかでしょうね。

— 審議会の中でも、労災保険の未適用の部分が残っていることはたえず言われる。労働省としては、解消に向けて何かやらないければならなくて、努力はしてますというポーズということなのですかね。

村田 じゃないんでしょうか。

— 15万人を見込んでいたってましたけれど。

村田 いや、おそらくそんなに入らないですよ。— これまでの特定農業機械の特別加入などについても、

村田 フルタイムでトラクターなりコンバインを動かしているわけではありませんから、ごく一部でしょ。で、危険だから、そのときかけるだけの話で、それ以外のときはいらんんですよ。

— ところが、保険料は全部とられる。

村田 だから、農協さんから言わせると、自分のところの農協共済の生命保険を打った方が、早いわけですよ。実入りもあるし。

— 農協共済の場合は、業務上外にかかわらず、ケガしたときの見舞金だとか入院中の給付だとかも行われるわけですね。

村田 そうそう、死亡だとか入院給付もあるから。草刈だとか田植だとか特定の作業や機械の限定もないわけですから。

— 今回の改正をやること自体が悪いとは言いませんよね。しかし、農業についてやるのなら他に課題がないのでしょうか。

村田 農業労災だけでなく、一人親方も特別加入はみんなそうなんですけれどね、団体を作って、そこを経由しなければ入れないでしょ。そういうシステムを直さない限り、自分が入りたいと思っても、農協が動かないと受け付けてもくれないという問題があるんですね。

— 一個人でも入れる道を開くということですか。村田 そういうことになりますね。開けるようにしてくれと。一人親方でも同じ。農協とか商工会議所がやっている業務というのは、自分のところ以外は横に広げませんから、したがって増えてこない。商売としてやるというか、社労士さんたちがやっているのは、誰が入っても自分の商売になるから、入れるわけです。入りやすくすれば、もっと入るんじや

ないかと思えます。

— それと、農家について言えば、先ほどの作業をするときの…

村田 若い人なら機械に慣れてるけれど、年とった人が1年前にさてこれどういうふうに、補修もしていないでやってしまったらどうなるのか、とか。今、流行っている、田植にしても稲刈りにしても、請負でやるのがあるでしょ。働けないから、ついでにオラのタンボも頼むよとかたちの。その場合はどうなるのかとかね。機械バンクなんかで機械を集団でもつというケースもあるから、そうすると、自分で持ってる機械以外の場合はどうか。いろいろ問題はあるんですよ。

— そういう矛盾が多い。

村田 役所に出す書類は労働者性を問われますから、勤務時間と勤務場所を書くことになってるんですよ。しかし、この人たちに、そんなの何の意味をもつんでしょうか。稲刈りのときに、朝の9時から8時間労働でございまして、そんなばかなことはない。しかし、書類上は書いてくださいということになっているんで。そういうおもしろい現象が起こっているということです。

— 一個人でも入れるようにというような要求は出てこないのでしょうか。

村田 そういう個人の声はねかえりませんからね。農業そのものでこういう制度のことは知らない人の方が多いのではないですか。僕らもいろいろな話を聞いてびっくりしたんだけど、自分の家から、トラクターでもコンバインでもいいけど、運転して田圃に行きますね。で、遅いものだから、だいたい路肩を走ってますでしょ。ときどき落っこちるわけね、路肩が崩れて。ケガになったと。この人、労災に入っていたので、労災を適用してくれと言ったら、これは労災ではなく自賠責だ。そんなことないでしょ、農機具でしょ

という、農機具であっても道路を走れるものは一般道路を走るときは免許がいるでしょ、フォークリフトなどでも同じですね—自賠責をかけることになっているんです。強制適用なんです。だから、それをやらなければ労災は適用されません、そっちが先で、交通事故の自損事故なんです、という説明。自賠責をかけていないのなら本人の責任だから、極端に言えば知らない、と。

— 労災に入っていた人は、なんだ高い金を払っていたけれど、いざというときに役に立たないという事になる。

村田 そう。あるいは、理屈がよくわからなくて、何で適用してくれないのだろうかとか、そういう問題は出てくる。つまり、ややこしいということですね。

— 通達など読んでも、よけいやこしいですね。

村田 ちょっとわからないですね。ただし、それを読まないと、特別加入制度というのはよくわからないんです。

— そうすると、農業のというように限定してではなく、一人親方なども含めて、そういう人たちの労災補償をどうしていくかということが課題だということになりますか。

村田 僕個人の意見では、今、勤務形態が非常にあいまいになってきた人が多いわけですね。要するに、フレキシブルタイムだとか自宅作業というのでしょうか。こういう人たちが増えてくると、今までのように、自分の家から会社に行って、そこで一定の時間拘束されて、帰ってくるという、こういう形態が崩れてしまっているわけですね。そうすると、請負なんだかパートなんだか、雇用なんだかわからない人、あいまいな人が増えてきている。そうすると、工場なりという一定のエリアを決めたやり方でカバーできるのだろうか。

建設業や造船業のように、同じように、指揮命令系統はあるんだけど雇用形態が全



然違うというのを、法律で一本の労災関係にしていますでしょ。こういうのをもっと広げていくやり方ですか。映画産業とか演劇の人たちもそうですね、演出家あるいは監督をトップにして、裏方、衣装、大道具、小道具までみんな雇用形態違うんですね。それで一つの作業をしている。いやだと言ったら明日から来なくていいよと言われるんだけど、雇用されているのではない人も出てきている。俳優・演劇に関しては、建設・造船と同じように扱えということ、労働省にも言っています。発注元で一本にして発注元が保険料を支払って労災保険を適用しろと。それに一人親方の制度を両方ダブらせておれば、この人たちはかなり救済できるだろうと。

それから、自営業者については、労働者災害保険というのではなく、業務災害保険というかたちにすれば、誰でも自分の業務に従事していたときに事故が起きた場合には、保険でカバーすると。そうすればもめることはないんじゃないでしょうか。

— 労働省はどうなんですか。

村田 単純に業務災害保険という言い方をすると、労働省の手から離れてしまう。厚生省や通産省でやれという意見も出てくるかも知れ

ないから、そういう意味では労働省の根本のところにもふれるかもしれない。労働省から労災保険と雇用保険をとってしまったら何も残らないからね。

— 健保には傷病手当金制度があるけれど、国保には休業給付がない。

村田 だけど、私傷病については国保という制度があるじゃないですか。国保に該当する業務災害給付があったっていいじゃないかという論理ですよ。いま、国保に、建設業だつて何だつて、本来業務保険によるものが潜って給付しているケースはみられるわけですね。労災を使いたくないから国保でと。まとまりがなく、矛盾がたくさんある。

しかし、いまの社会の変化に国の制度や法律がついていけないんじゃないか。

地方に行くときよくある持ち込み車輛のトラック運転手などの場合、法律違反だとしても、これもどうする。事業主は知りませんと言う。同じ白ナンバーでも、採石と産業廃棄物の警察に届け出るあれば、労災保険に特別加入できるようにになっている。一般貨物の白ナンバーでどこかの運送業者に自分でトラックを持ち込んでやる人は適用除外。こういうふうになっているんですよ。

— そうすると、運輸省から運送業と認められ

ているのに労働省はダメと言ひ、労働省が白ナンバーでもいいと言ひ運輸省はダメという逆転現象が起きている。みんな理由を言うわけですよ。それは、一つ一つは正しいのかも知れないけれど、全体を並べてよく研究してみるとおかしいんじゃないんですかということになるわけです。

— 業界の力関係だけで決まって、業務の危険度とか労災発生率ということと関係ないところで決まっていく。

特別加入が認められた経過は個々の業種ごとにあつて、過去のことだけれども、特別加入という制度そのものがもともと労災保険制度になじまないやつを過去のいろいろな経過の中で入れちゃったんでしょ。少しずつ広がってきたんでしょけれど、いい方向に広がったんじゃないかと力強い弱いで広がってしまったものだから、どう考えても整合性がとれていないというのが現実だと思いますね。労働省に聞いてもよくわからない。

— 一つの法律になるか二つの法律になるかわからないけれど、先ほどの業務災害保険の考え方を取り入れて整理していく必要があるんじゃないでしょうか。

— どうもありがとうございました。

■ (文責編集部)

国会での論戦 (要約)

村田 「現行の労災保険特別加入制度では①特定作業従事者(指定農業機械作業従事者)、②中小事業主、を対象としたものがあるが、農業就業人口に対する比率をみると、62年度は、①1.9%、②0.5%で、合計2.4%、63年度は①2%、②0.4%で、合計やはり2.4%と、全体

の農業就労者からすればごく僅かだ。もっと緊急にやることのあるのではないかと思うがなぜ農業だけなのか。今回の改正の目玉のように言われているが、効果はどのくらいあるのか」

石岡官房審議官 「現状はわれわれの試算でも1.3%。①農業以外の 暫定任意適用事業—林業や水産業は雇用者数が少ない、②農業は関係団体を通じて実態把握が容易、③大型機械や新しい農業の導入等で事故が多くなっていること等を考慮した。目標加入者数は15万人程

度にしたい」

村田「農協共済の加入者は、63年度で188万3000人。特定農機具傷害特約(?)でも34万4000人だ。目標値が低すぎるのではないか」

審議官「今後労災保険審議会や農業団体とも相談して、①農産物の売上高が年間いくら以上とか、②対象作業を設定するなど、一定の制約をつけることになり、全ての農業従事者を入れるわけではない」

村田「55年度なので少し古いが、(社)日本農業機械化協会の作成した「農業者のための労災保険特別加入制度」というパンフレットによると、未加入の理由は、制度を知らない—52%、制度の内容がよくわからない—11%、他の保険でまかなっているから大丈夫—13%、となっている。せっかく作っても誰も入らないのでは仕方がない。加入促進の決意を聞きたい」

審議官「対策としては周知徹底をもっと図ること。現行の二つの制度はもとより新制度についても従来以上にPRに力を入れていく」

村田「(新制度に特別加入した農家に雇われた)季節雇用で働く人も当然加入することになるが、その場合雇用保険も当然かかるものと理解してよいか」

雇用保険課長「農業労働者の雇用実態から言えば、条件を満たさず掛け捨てに終わる可能性が大きいこと、入離職の状況報告など複雑な事務を処理できるか等から、労災保険と同様の措置をとることはいかがかと考えている。現行制度でも、5人以上雇っている場合は強制適用で、5人未満でも任意加入が認められており、労働者の過半数が希望した場合は事業主は任意加入の手続をとらなければならないことになっている。これらを活用して、制度の周知徹底を図りたい」

村田「その考え方は疑問だ。北から南まで農業事情は各地異なる。適用拡大の障害を取り除

く必要がある。現行の指定農業機械作業従事者の特別加入制度だと畜産や養蚕は対象から除かれているが、新制度ではどうなるのか」
 労働基準局長「今回の制度の「農業」には畜産や養蚕も含む。農業機械だけでなく高所作業等の危険な作業、農薬を扱うような作業等にまで範囲を広げた新しい制度を作ろうということだ」

村田「それならば今の指定農業機械作業従事者に限った特別加入制度はいらなくなるのではないか」

労働基準局長「検討の過程では、廃止するなり一本にまとめるという意見もあったが、一定の農業収入を得ている農家という限定をせざるを得ない。そうすると規模の小さい指定農業機械作業従事者が加入できなくなる部分が出てくるので両方残すことにした」

村田「農業による労災や畜産・養蚕にまで制度が広がるのは一歩前進だが、収入制限には問題がある。

現行中小事業主の特別加入に当たっては、(保険給付の対象を限定するために)「勤務時間を書け」と言われる。農業だとさらに問題になる。労働時間を基準にして労働者性(補償の対象になるかどうか)を決めるのは問題ではないか」

労働基準局長「農業に雇われる、と言うよりお手伝いをした人の労働者性の判断は大変困難だろう。中小事業主の場合は、労働者と同じ概念で労働時間の考えを入れ、その時間内の労災を対象としている。新設の制度では入れにくいと思うが、補償の対象になる作業かどうか決める必要があるので労働時間の概念が入ってくる」

村田「現行の指定農業機械作業従事者の特別加入の場合、指定されている機械を使っていたかどうか判断されるわけだが、所有関係ではどうなるか。自分の機械、(作業を)頼まれ

た人の機械を使っていた場合や、共同所有の機械を使った場合に」

内田労災補償課長「(所有関係に関係なく適用になると答弁して、農水省のパンフには他人の機械を使った場合は適用除外と書いてあることを指摘されて、あわてて訂正)自分所有、共同所有は問題ないが、第三者からたんに借り受けた場合は適用ない」

村田「指定農業機械を農作業の中でごく一部しか使わない、または特定の時期しか使わないにもかかわらず、労災法上では1年間使用するものとみなされて1年分の保険料を取られている。費用と効果の関係を考えたら、その時期だけ注意すればいいのだからと加入しない。期間を限定した加入を認めるのも一つの方法だ」

審議官「月単位に保険料を取ることにしたら災害発生の高くなった時期だけ加入することになり、保険の理念に反する。事務も繁雑になり現状では困難だ」

村田「米だけを作っている人は農作業に年間通して従事しているわけではない。北の地方では冬期間物理的に農業をできないところもある。働いてないときも働いているとみなされて保険料を決められるのは、実態に即して直すべきだ」

塚原労働大臣「指摘のとおり現実とかけ離れているところはあると思う。一番の問題は技術的に可能かということだと思うが、矛盾を解消するにはどうしたらよいか目標を定めて勉強していきたい」

村田「農業以外にももっと他に適用しなければいけない人はたくさんいる。一番いい例が、タレントなど撮影現場における労災事故と俗に外務員と呼ばれる人—生命保険の外務員は適用されているが、電気・ガスの検針員、集金人などは、雇用関係が不明確として適用されていないが、約100万人いると言われてい

る。人数も多く社会的影響も大きい」

労働基準局長「労災保険は基本的に労働者を対象にしており、タレント、外務員であっても労働者と認められれば強制適用になる。実態的に労使関係にないとなれば適用されないが①労働者に準じた実態にあること、②災害の危険性が高いこと、③保険経済上可能かという見地から検討して、特別加入制度を設けている」

村田「労働者性が問題ならば、農業の方があいまいで区別がむずかしいのではないか。タレントの労災補償の問題で、労働省は(社)日本テレビ・コマーシャル制作者連盟宛てに通達を出しているが、それこそ使用者性のない団体に出しても始まらないのではないか」

労働基準局長「指摘の労働関係は非常に複雑。特別加入をあまり広げすぎると、われわれの事務処理能力等もあり労災保険全般の運営に支障が出てくる」

村田「労災保険の適用を拡大するためには事務をしてもらう団体が必要。農水省の調べでは労働保険事務組合の認可を受けている農協は900箇所だけだ。(業種を問わず)それ以外に多数ある事務組合に取り扱い対象を広げることが考えられないか」

労働基準局長「(労働保険事務組合として認める)事業主団体については、そういうことを目的とした団体で、かつ事務能力があることで認可している。ただちに他ものは困難だ」

村田「(事業主団体として)30人以上の希望者を集めないと事務組合の認可をしないこととされているが、この枠を下げる考えはないか」
 若林官房長「会計処理能力等から下げるのはむずかしい」

村田「加入したいと思っても個人では受け付けない。事業主団体を經由しないとダメ。ならば、少しでもそういう団体を増やすように資格要件を下げなければ加入促進にならない■

インテリアデザイナーの脳出血を労災認定

絵画の創作が支えた闘病生活

東京東部労災職業病センター 飯田 勝 泰

■申請から1年ついに労災認定

昨年(1989年)の2月28日、インテリア会社に勤務する今井和さん(当時51歳)が、東京・八王子の店舗の改築現場で徹夜作業をした翌日、別の現場に向かう車の中で脳出血を起こし倒れてから1年あまり。

池袋労働基準監督署は、ついに本年4月、今井さんの脳出血は業務上であることを認め、療養補償並びに休業補償の支給を決定し、通知した。

病院に運ばれた今井さんは、脳幹部(橋～中脳)の2ヶ所に出血が起き、昏睡状態に陥っていた。急報を知らされて駆けつけた奥さんと娘さんに、医師は脳出血の部位と量から、存命についてある程度の覚悟を促したという。

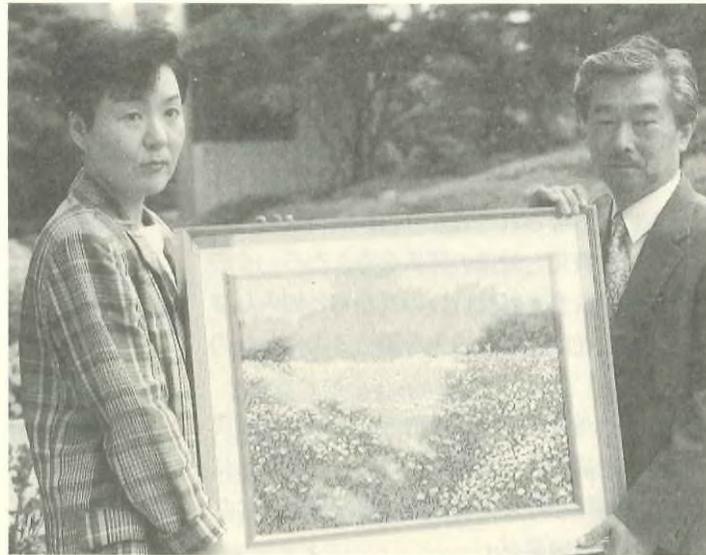
それでも奥さんと娘さんは、ベッドに横たわった今井さんの手をいつときも離さず握り締め続けて、必死の看病を続けた。そうした家族の思いが通じたのか今井さんは奇跡的に意識を取り戻すことができたのだ。

それから、今井さんと家族の労災認定の闘いと闘病生活がはじまった。

■今井さんの被災状況

今井さんは、社内で営業三課課長という職責で、主に商業関係(店舗)施設を担当し、現場監督、積算業務を兼ねていた。

1989年12月21日から1990年2月末日まで、八王子にある店舗改築工事に現場監督責任者とし



て勤務していた。同年3月1日の開店が近づくに従い、工事完成引き渡しが困難になり、2月15日頃より連続残業が続いていた。発症前日の2月28日も徹夜し、開店当日の午前6時頃まで暖房の入っていない現場でずっとかがんで石床のワックスがけの作業を行った。翌日早朝、埼玉県越谷の得意先との打ち合わせのため、電車に向かおうとしたところ、めまいがするため、急遽同僚の車に乗車して移動中、めまい、痺れ、痙攣を訴え、言語も不明瞭になったため、近くの国立病院に運ばれた。

■発症に当たっての業務上要因

(1) 長時間労働による過重負荷

施主の事情で最初から本来必要な工期日数より短かったことや、途中で設計変更が数回あったことにより工事が大幅に遅れた。そのため、早出と残業が多く、帰宅できずカプセルホテルに泊まったこともあった。

1月の総残業時間が65時間。2月は107時間。

(2) 休日出勤と連続勤務

代休もとらず連続45日間の勤務が続いた。2月には仙台出張が2回。

(3) 現場監督責任者としての精神的負担

八王子の店舗は、工期日程が短かったこと、施主の方針が変わり設計変更を何度も余儀なくされた。また、施主からのクレームも多く、職人とのトラブルもあり、板挟みの状態であった。

(4) 発症前10日間の負担

発症前10日間は、夜12時に帰宅したのが3回、午前1時から2時にかけてが4回、帰宅できずカプセルホテルにも2日泊まっている。最終的に発症の引き金になったのは、発症前日から翌日までの徹夜作業である。店舗のオープニングを控えた前日、クリーニング業者に突然キャンセルされ、部下2名と床清掃とワックスがけをせざるをえなかった。この日は冷え込みがきつく、5℃から4℃まで気温が下がり、この寒さの中での重労働で、それまで上昇傾向だった血圧が一気に急上昇したと考えられる。

■労災認定の取り組み

今井さんが倒れて直後、奥さんから東京東部労災職業病センターに相談があり、事務局員が入院先の病院を訪ねた。その時、今井さんは意識は回復していたものの、到底話をできる状況ではなかった。その後、奥さんを通じて会社から今井さんの作業日報や勤務状況の資料を入手して検討した。9月に池袋労基署に意見書を提出。その後何回かの交渉を経ながら、今年1月には、亀戸ひまわり診療所の平野医師の意見書を提出。池袋労基署では担当者が途中退職するなど不安な材料もあったが、粘り強く労災課長と折衝を続けてきた。

■今井さん絵画の個展を開く

こうした中で、今井さんはリハビリをかねて絵画の創作活動に没頭した。

退院直後の今井さんの自宅を訪ねた際にも、

絵筆を持って色紙に草花の絵を描いていた。毎日奥さんが付き添って散歩しながら、世田谷の自宅付近に生い茂る草花をスケッチしては描きためていたのだ。

今井さんは、この仕事につく前は画家として創作活動に励んでいた時期があった。また、倒れるまでも忙しい仕事の合間をぬって、地域の絵画教室を主宰したりしていた。

皮肉にも、脳出血で倒れてから今まで満足にキャンバスに向かうことができなかった時間を取り戻そうとするかのように、絵を描くことに熱中した。それが、主治医も驚くほどの回復につながったようだ。

そして、闘病生活の中で意欲的な創作活動を続けた集大成として、今年4月に、世田谷のけやき美術館で今井さんの個展が開かれたのだ。

当センター事務局の何人かも、今井さんの個展を訪れた。そこには、彼の長年の住まいである世田谷や多摩川沿いの四季折々の風景画を中心に、見事な色彩で描かれた油絵が20点以上掲げられており、圧倒されるばかりであった。はじめてわれわれが病院のベッドに横たわる今井さんとお会いしたときのことを思い起こすと、感慨深いものがあった。個展の開催にこぎつけたご家族には、また格別の思いがあるだろう。

個展の最終日には、会場で細やかな記念パーティーが催された。今井さんの回復と個展の成功を祝って、パーティーは終始和やかな雰囲気で行われた。途中、私も紹介され、今井さんとの出会いと労災認定の現状について簡単にお話した。

奥さんとお話の際、池袋労基署の決定が1週間遅れていること、予断を許さないことなど申し上げた。

■業務上決定の朗報届く

個展が終わった翌々日の4月23日、今井さん宅から電話があり、池袋労基署から通知が来たとの連絡が入った。間違いなく、休業補償給付

の振込通知であった。労災申請して約1年あまりにして困難な脳血管疾患の業務上認定をかち取ることができたのだ。惜しむらくは、今井さんの個展にこの朗報が間に合っていたらと思う。

■今井さんの労災認定の意義

われわれが知る限り、脳心疾患による存命者の労災認定では、新認定基準導入後、神奈川県横浜北労基署で本年3月に建築会社の社員が、多忙な業務に加え、工事の騒音、振動問題で暴力団員に嫌がらせをされたのが原因で脳梗塞で倒れて業務上と認められた事例が一件ある。今回の今井さんの業務上認定は、それに続くもの

今井昶さんからの手紙

「おとうさん」「気がついたよ」

と言う声が白い霧の中におぼろに聞こえた。

身体は動かず、目は少し明るさを感じる。

誰かが僕の顔を覗き込んでいる様子で、手は誰かに握られていた。

さっきまで霧の中にいた白っぽい2人の人物は顔もわからないまま、いつの間にかいなくなったようだ。夢だったのか…。

八王子の現場は明日がオープンなので、会社の子社員が2人と設計の男性が応援のために来てくれたのを、そのまま玄昌石床の清掃ワックス掛けの徹夜作業に付き合わせてしまった。朝6時、空は曇りで白んでいた。8時に越谷で職人と待ち合わせだったので、そろそろ出なければと、バッグを持って入口を出ようとしたとき、突然、めまいが起こった。近くの柱につかまりおさまるのを待った。こんなめまいは始めてだ。

女子社員2人に八王子の駅まで車で送ってもらおうつもりが、駅についてもめまいがおさまらず、立てなかったで、そのまま高速道路を使って越谷に向かうことに変更した。高速に乗っ

で、都内では最初の事例になるであろう。

今井さん自身はそれまでの仕事オンリーの生活から、脳出血で一命をとりとめたことを転機として、家族の支えのもとで事実上断念していた絵画への熱情を思い起こした。そして、リハビリもかねた創作活動に打ち込む中で、第二の人生への足がかりを見いだそうと懸命に努力されている。

その意味で、今井さんの労災認定は、脳・心臓疾患の労災問題のみならず、労災職業病被災者の闘いに大きな励ましとなろう。

て間もなく、左手のけいれんから右手のけいれんが起り、足のけいれんが始まってきた。これは普通じゃないと思った。2人は越谷行きを中止して高井戸から高速を下りて、僕の自宅に近い国立大蔵病院へ行くことに決めたようだ。僕も納得したようだった。

これが脳溢血かとそのとき実感した。でも、今はまだ死ねないぞと思った。それは、絵の仕事がまだ途中で中断したままだったから。会社の仕事のことは、今は考えまいと思った。八王子は今夜オープンだし、越谷は入ったばかりだし、仙台はまだ営業の段階だったから、誰か後をやってくれるだろう。

いつか工場長に「自分がいないとこの現場は納まらないと思うなよ」と言われたことが頭を過ぎた。

二度目の出血は、病院のベッドに移されて間もなく起り、全身けいれんで意識不明になった。そのときの血圧は236あった。計るのに計器を変えなければならなかったそうです。病院の診断は脳幹部出血で、外科的治療はできない場所で、存命率10%程度。それも助かってほほとんど植物人間とのことで、妻も覚悟して親戚に連絡したそうです。

1日半の昏睡からさめて意識が戻ったとき、黒

目が白く白目には黄色いものがはみ出していたと後で聞かされ、今さらながらよく生きられたと思う。20日位は点滴が続き、空腹のないのが不思議だった。近年こんなに考える時間ができたのは初めてのことだったので、助かったことが家族にとって良かったのかどうか考えてみた。

植物人間か寝たきりになったらどうだろう。妻と娘2人で廃人をかかえて生きられるだろうか。死んだ方が保険も下りるし、入院の費用もかからず、再婚の道もあるし、家族のためには良いのではないかと…。助かったから言えるが、老人の自殺の気持ちがわかる気がした。

その頃から妻は、労災の認定に向かって動き出したようです。一ヶ月半位から車椅子でリハビリ室に通うようになった。平行棒で重心を右から左へ移す歩く練習で、子供がよちよち歩き出した姿を思い出して、人生をもう一度やり直しているようで苦笑した。

八重桜が散るころ、慈恵医大第三病院に転院した。となりのベッドの人が同じ疾患の人だった。以前、寅さんシリーズのプロデューサーをしていた明るい人で、「一ヶ月位で歩けるようになりますよ」と言ってくれた。暗い気持ちの中に明りが見えた気がした。

忙しい仕事の中で、6年前から桜丘日曜写生会を月に2回開いて、近所の子供から老人までが集い、描く楽しさを味わおうという会を続けていた。僕の絵の仕事の残り火を消さない唯一の方法だったように思える。やっと食事がオカユになったころ、写生会の生徒がお見舞に小さなスケッチブックと色鉛筆を持ってきてくれた。目は物が二重に見えウルウルとゆれ、手はかろうじて動く。妻の持ってきたバラを描いてみた。何とかかなりそうだったと思った。

その日から、近くにある物を手あたり次第描き出した。そのうち車椅子もいなくなり、病院内をあちこち絵の題材をさがして、自分の足と杖で歩けるようにまでなって、これが気持ち

と身体の両方に良いリハビリの効果を出し、早い退院へという結果になったようでした。

その後、自宅でのリハビリと毎日絵を描くことは続き、この調子だと個展にまで行けそうだと思えてきた。自宅に近い会場を探して申込をして、入院中気になっていたモネの絵を近代美術館に見に行き、自分の進む方向に確信が持てました。東京へ出て24年、仕事と金に追われ、子供を養い、絵から遠ざかっていたのを一気に挽回するように描き出しました。そして、10ヶ月、気に入らないのや未完なものを外し68点を選び、24年ぶりの個展は大盛況に終わりました。

敗戦から生きることに生き、今の日本の土台となったと自負するわれわれの年代は、中間管理職が多く、社会のひずみをまともに受けている気がします。仕事の内容も、若い層からは3Kと敬遠され、説明、説得するより、つい自分で動いてしまい、上司からは現場をまかされている責任があるので、心身共に負荷が多くなります。近年やっと食えるようになって、何か趣味でもと考えたとき、何もないのに唾然とする同輩がいるかと思えます。

食うことで目一杯の生活がながすぎたささがが悲しい年代だと思えます。その中で自分には、絵を描く楽しみがあったことに、今さらながらありがたいと思い、神があるなら感謝したい気持ちです。

個展終了の2日後、労災認定の通知が届きました。病院の先生や看護婦さんと会社の人たち、職業病センターの人たちとその他いろんな人たちの力添えのおかげで良い結果が生まれたのだと思えます。家族そして妻の努力が実を結んだ気がして、頭が下がります。病気になった身体が少々不自由であっても、おかげで仕事だけではない生き方に、まだやり直しがきく良い時期に気づかせてもらった気がします。大勢の人たちのおかげではじまった第二の人生を悔いないように生きてしたいと思います。 ■

じん肺患者の肺がん・余病死に補償を

合併症の療養打ち切り、年金移行でも労働省に陳情

じん肺患者同盟

全国じん肺患者同盟の「労働省陳情」は、去る5月15日、労働省の所在する東京霞が関総合庁舎5号館の第3会議室において安恒良一参議院議員の紹介、立会いのもとに行われました。

本年の陳情は、労災補償の取扱いがますます厳しくなりつつある中で、全国じん肺患者同盟として、じん肺患者の療養と生活を守るため、当面とくに重要と考えられる6項目について当局の見解をただし、要請を行ったものです。出席者は以下のとおり。

以下、陳情書の内容(1項目略)及び特に重要と思われる同盟と当局の質疑応答の要旨を紹介いたします。

(労働省労働基準局) 佐藤基準局長、坂根労災管理課長、出村補償課長、明石職業病認定対策室長、木村中央じん肺診査医、他。

(じん肺患者同盟) 岩田常任顧問、轟会長、磯貝事務局長代理、今泉、深元、柴原各事務局次長。

1 合併症の療養打ち切り

合併症の療養の打ち切りについては、予め本人に予告し、一定の経過観察期間をおき、じん肺健康診断を実施して、主治医によって最終的に療養の必要がないことが確認された後、行うようにしてください。

〈解説〉現在の法定合併症は、肺結核は勿論、続発性気管支炎その他殆どが根本的



な治癒は不可能といわれていますが、事実最近では、じん肺療養患者の合併症による死亡は急速に増えつつあります。

それにも拘らず、最近地方労働基準局・監督署の一部では、じん肺合併症などについての理解がなく、一般労災並に性急に療養の打ち切りを行おうとする傾向が見られますので、表記のように療養打ち切りについては、今後一層慎重に実施されるよう御願い致します。

なお、これに付随して、「療養の必要の有無は、主治医の診断による」という療養の原則を徹底して戴くよう合わせて御願い致します。

同盟 以前から肺結核などは症状が固定した後1年6カ月の経過観察期間をおくこととなっていたと思いますが、現在本省ではこの点どのように考え、取り扱うこととされていますか。
当局 活動性結核でなくなり、結核がそろそろ

治癒の段階に入り、1年経ってもその症状が変わらない場合には、更に6カ月医師の管理下において経過観察を行い、その結果、完全に治癒しているということであれば、療養を打ち切り、障害保障を支給するという一方で、取り扱いは従来と変わっていません。

同盟 いま、活動性結核と言われたが、旧法で活動性結核に限定されていたものが、現行法では「進行のおそれのある不活動性結核」も療養対象に加えられており、この点、地方には不徹底の面があるように思われますので、地方局、監督署にも徹底して戴くよう御願します。

当局 わかりました。

同盟 「経過観察」について当局の見解を確認しておきたいと思えます。

経過観察期間というのは、法的には療養期間として取り扱われるものですね。つまり、休業補償給付などは支給されるのです。一旦補償を打ち切って6カ月経過をみて、療養が必要ならまた療養させるという事例があったが、これは間違った取り扱いですね。

当局 そのとおりで、言われたような取り扱いは間違いです。

2 傷病補償年金への移行

休業補償から傷病補償年金への移行は、特別の事情のない限り、1年6カ月で実施し如何なる場合でも3年以内に実施されるよう、取扱い方の確定を御願い致します。

〈解説〉じん肺患者の傷病補償年金見送りは、年々その数を増し、合併症患者は例え管理4相当の症状にあっても永久に年金にしない、などという地方局もあって「傷病等級に該当しない」というのが何を指すのか該当医師、患者にも全く理解出来ないのが現状です。

かつて年金移行は「労働基準法の打切り補償」との関連から療養3年で全員実施されてきましたが、年金移行の取扱いが3年から1年6カ月に法改定されて以後、逆に3年を超えてもなお短期給付のまま放置される者が出て、しかもその数は年々増えるという状態になりました。

傷病補償年金への移行は、患者の療養を安定させる意味からも原則的に1年6カ月で実施し、労働基準法との関連(打切り補償—解雇制限)もあると考えられますので、3年以内には必ず実施されるようお願い致します。

同盟 最近年金移行が見送られるケースが顕著になっていますが、中央では地方局に特別の指示を出しておられますか。

当局 特別な指示は出していません。

同盟 年金移行は地方局の判断に任せているわけですか。

そうです。ご承知の通達に基づく基準によって地方で判断することにしています。

同盟 年金移行は地方によって大きく取扱いが違っている。極端なところは「合併症は治癒するものだから年金移行は出来ない」といい、あるところでは「診査医、局医に決めてもらっている」という状態で、結果からみて、明らかに行政が不公平になっています。統一基準等をつくることは難しく、またその是非についても問題があるかと思いますが、何らかの措置が必要と考えます。中には管理4で3年以上も短期給付のままになっているところがあります。

当局 新法の管理4で、ですか。そうですか。

同盟 だから現在では、どういう基準で、どう判断されたから年金移行にならないのか、当該者に聞かれても、私たちがわからない。決めた監督署でも説明しないという状態です。

年金移行は署長権限のようになっていますが、公平を期するという意味では、署長義務としてやって頂きたいと思えます。俺の権限だから、年金にしようがしまいが勝手だ、というものではないと思えますから。

当局 ご指摘のとおり、問い合わせに対して十分な説明がないとすれば、遺憾なことだと思いますから、点指導していきたく思います。

また少なくとも新法で「管理4」になれば、医学的にも治癒はなく、職権上も管理変更は出来ないわけですからね。

同盟 関連して、短期給付に対しても年1回の定期報告がありますが、これは年金移行するかどうかを検討することが主体のものだと考えてよろしいですか。

当局 そうですね。年金移行のための一つの判断の参考にはさせてもらっています。それだけで判断するわけではありませんが。

同盟 それはわかっています。しかし今のことから言って、定期報告が義務づけられていることから、それによる検討の結果、年金に移行出来るのか、どうか。本人に通知していただくのが当然と思うが、どうですか。

当局 年金移行は新たな行政上の決定ではないので、必ずしも通知しなければならないというものではありません。

同盟 本人が、どういう理由で自分は年金にならないのかの説明を求めたときは、署として十分な説明をしていただく必要があるでしょうね。

当局 当然それには十分お答えしなければならぬと思えます。

同盟 こうした場合は、本人が十分納得するような誠意ある回答をしていただくということを確認しておいてください。

当局 わかりました。

同盟 例え、療養開始後3年を経過しても年金に移行せず、短期給付のままでは解雇できな

い、解雇すれば基準法違反となると思えますが、この点はどうですか。

当局 そのとおりです。

同盟 関連してお聞きしますが、基準法では3年経過したら打切補償を行うことが定められている。しかし「年金に移行した場合には、打切補償を行ったものとみなす」となっていますから、3年を経過してもなお年金に移行しない場合は打切補償を行ったことにはならず、年金に移行しないことは基準法に違反するのではないかという考えがありますが、この点当局では、どのように考えられているのでしょうか。

当局 基準法の打切補償は必ずしも3年経たなければならないというものではなく、補償をやめようとするれば打切補償をするというものですから、打切補償と年金とは話は別になると思えます。

同盟 そうすると、3年経っても年金に移行しない場合は、打切補償費に相当するものは権利保留となるわけですか。

当局 そうですね。

同盟 では更にお聞きしますが、例えば3年を経過して短期給付のままできた者が、4年目に死亡し、遺族補償の対象にならなかった場合は、打切補償費(平均賃金の1200日分)に相当するものは、どうかたちで支払われることになるのですか。

当局 打切補償というのは、休業補償をしないときに支払わねばならないというものですから、死亡すれば休業というものはなくなり、打切補償というものもなくなります。これは結果論のようなものですが。

同盟 どうも釈然としません。話が遺族補償の関係になりますが、障害、遺族の補償には差額一時金制度があるが、休業とこれにかかわる打切補償の関係にはそれに該当するものがない。障害補償などの関係から言えば、3年

経過して死亡し遺族補償の対象とならない場合で、打切補償相当額が支給されていないときは、その分は何らかの形で支給されるべきだと思います。これは現在、非常に不合理になっているように考えられますので、ぜひご検討頂きたいと思えます。

当局 いや必ずしも不合理と言えないのは、受給者の側から3年経った時点で打切補償を受けるより療養を継続した方がよいという判断できて、死亡したため、後になって遡って打切補償を受けたいというのは。

同盟 法の解釈はいろいろあると思うが、基準法といい、労災法といい、労働者保護法ですから、労働者が明らかに不利になるような場合には、それを補填する何らかの措置が講じられて当然と思えます。また、労災法に年金制度ができる以前は「打切補償をしてもいい」ではなく、3年経てば労災法で全部打切補償を行っていましたよ。そして、その打切補償費の源資をもって年金の源資として、年金制度が発足したというのが経過ですね。

当局 たしかに、言われるとおりの経過で年金制度になったのですが、問題は…要はどの時点で年金にしたらいいかということですね。

同盟 問題がややこしくなりましたが、趣旨は十分おわかりいただいたと思えますので、次の機会にご検討頂くようお願いします。

次に年金問題とは少しずれますが、現在地方の監督署では定期報告とは別に、患者を抽出して病状調査を行っておられますが、調査の対象となる患者が動揺しないよう、調査の趣旨を当該者に十分説明して実施されるよう、お願いします。

3 業務起因性の認められない場合の遺族給付

じん肺患者が療養中に死亡し、業務起因

性が認められない場合には、遺族補償にかえて「遺族特別見舞金(仮称)及び法の葬祭料」相当額を支給してください。

〈解説〉近年じん肺患者の死亡について業務起因性が認められず、遺族補償不支給となる事例が増えつつあります。

しかしこうした事例も、じん肺と全く因果関係がないという場合は極めてまれで、「今日の段階にあつては、因果関係を認めるのは困難」といわれるものが殆どで、私達患者や遺族にとっては当然釈然としないのが実情です。「慢性的な酸欠による全身病」として、じん肺と多くの疾病の因果関係が明らかにされつつある今日、私達は「法定合併症」の範囲の拡大についても、当局の一層の努力を御願ひしたいと考えていますが、これらの点も勘案して、当面、表記のように取り扱って戴くよう御願ひ致します。

なおこの問題については、すでに数年前「労働省当局としても何らかの給付を行うよう法制化を進める」との確認を得ましたが、今日なお実現を見るに至っていませんので、再度要請する次第です。

同盟 業務起因性がないとして遺族補償が行われないものに対して、何らかの給付をするという問題は、当局としても法制化を進めるといふ約束を頂いたままになっており、また先ほど介護料という話も出ましたが、現在ではどうなっているのでしょうか。患者の高齢化にともない、遺族補償不支給の事例が益々増えつつありますので、早急に実現していただくよう、重ねて要望します。

当局 介護の点については、審議会でも引き続き検討されることになっていますが、行政としても審議会の結論を待つだけでなく介護補償を検討する必要があるとして、本年1月、

基準局長の委嘱によって「労災重度障害者介護問題研究会」を発足させ、すでに2回会議をもってきています。ただ法的な問題は審議会にかかりますので、なお若干時間がかかると思います。

同盟 労災患者全体にかかる問題も当然重要ですが、当面特にじん肺で遺族補償が支給されない患者の遺族に対して、何らかの給付をしていただくという点を、ぜひお願いします。

この点は何度も申し上げますが、当局としても「言われるまでもなく、当局としても考えており、当局から法案をつくって出す」とまで、数年前に言明されてきたんです。しかしどういふ事情があったのか、お流れになり、現在では全く音沙汰がないので、再度要請するわけです。

安恒議員 数年前から約束されたことですから一つ急いでください。1年待ちますが、来年の今頃になって解決しなければ、公の場で大臣や局長を相手に問題にしなければならぬ。そうならないように当局で早急に進めてください。

当局 経過を少し説明しますが、数年前、当局としても予算要求までしたようです。ところが、因果関係がないものに支給していくというのは制度の建前を崩してしまうという指摘があって、結果、断念せざるを得ないことになったのです。

この問題はよく考えてみますと、補償が不十分ではないかということの指摘であり、それなら死後よりむしろ生前から補償を充実していくのが本来ではないか、ということで、例えば介護料ですが、これは今年から大幅にアップすることになります。

同盟 今は遺族の問題をお願いしているのですから。…安恒先生の言われたように御努力頂こう、お願いします。

4 じん肺療養者の肺がん

「じん肺管理4」及び「合併症」で療養中の者の原発性肺がんは、すべて労災として取り扱って戴くよう、お願い致します。

〈解説〉じん肺患者の「肺がん」については労働省当局におかれても検討を進められ周知のことと思えますが、近年益々その数が増え、もはやじん肺との関係は否定出来ない状態になっていると考えられます。

既に昨年、松山地方裁判所の藤田事件判決に対しても労働省当局としてはこれを認めて戴いており、今後の取り扱いについても検討中のことと存じますが、表記のごとく現に「じん肺管理4及び合併症で療養中の者の肺がん」については、労災として取り扱っていただくよう、早急の措置をお願い致します。

同盟 現在、肺がんで労災補償の対象とされている「管理4相当のもの」とは、具体的には「X線型第4型(C)又は肺機能障害F(++)」の状態にあったものと理解してよろしいですか。

当局 そうです。

同盟 石綿じん肺は全部労災として取り扱われていますね。

当局 それは、石綿と肺がんは明確な因果関係があるからです。

同盟 じん肺と肺がんの問題は今までもいろいろな角度から問題にされていますが、今年の3月末頃、大阪で開かれた産業衛生学会で当局に意見書を提出することになり、提出されたと思いますが、どのようになっていますか。

当局 まず、現状の肺がんの取り扱いは従来どおりで変わっていません。またじん肺症と肺がんとの因果関係は、医学的に、明らかにあ

ると解明されている状態ではありません。
同盟 産業衛生学会から提出された意見書の内容はどんなものですか。

当局 あれはあれで、一つの研究成果であると受け止めています。しかしあれで、すべてじん肺症と肺がんとの因果関係が明確にされたというふうな認識はしていません。

同盟 じん肺審議会でも、じん肺と肺がんの問題が取り上げられることになっていますが、審議会はもう開かれましたか。

当局 昨年3月開かれましたが、今年はまだ開かれていません。

同盟 すべて「管理2」以上のものの肺がんを労災にするということになれば、かなりの数になるので、当局として十分な検討が必要であることはわかりますが、当面はまずじん肺療養者に限って労災扱いにさせていただきたいと思えます。先ほど確認したように、合併症のものでもF(++)のものは現に労災扱いとなっていれば、療養者全体に拡大しても、現実にはそれほど増えるものでもないと思われまので、ぜひ、そうしていただきたいというのが、今回の要請の趣旨です。

安恒議員 これは議論が並行していますが、疑わしきは救済するというのが労働省の精神だから、裁判で負けて上へ持って行って、また負けたということになれば、恥をかくことになるし、こちらも黙っているわけにはいかなくなる。一審の判決が出たらそれに服するというので、二審に持ち込むことはやめたがいい。これははっきり言っておきますがね。

同盟 傷病補償年金のことでまたお聞きしておきたいと思えますが、1年半経過した時点では、年金に移行するのが原則で、移行しないのは特例と、当局では考えておられるのでしょうか。

当局 原則とか特例とかではなく、年金に移行するのは、1年6カ月経った時点で、なお治療

を要する、治る見込みはないということと、これが重要で、もめるところだと思いますが、最低、常時労働不能の状態のもので、なおその状態が当分続くもの、ということが、年金移行の条件です。

同盟 労働不能ということは、現に休業している場合は、それに該当しますね。

当局 必ずしもそうとばかりは言えませんが、ただ大方の場合は、じん肺は結果として年金に移行しているわけですよ。

同盟 それか、そうでないから問題になっているんです。

当局 それは、同じ「管理4」でも、個々には病状の程度がかなり違うからで、何でも1年半で年金というわけにはいきません。

同盟 今の話はむしかえしになるので、もう一度はつきりしてください。まず、新法の「管理4」は永久療養だから1年6カ月経ったら年金にする、これははっきりしてください。いいですね。

当局 はい、いいですよ。

同盟 それで、他の合併症のものは休業補償給付も受け、事実、休業療養を続けているのだから常時労働不能には該当する。問題は短期に治癒する見込みがあるか、ないか。それによって年金が見送られることになるかどうか、ということだと思いますが、どうですか。

当局 そういうことです。

同盟 そこで更にお聞きしておきますが、今申し上げた「短期」というのは、半年ですか、1年ですか。

当局 それは、大体6カ月位でみています。それに常時労働不能というものが重なれば、逆に言って、監督署長は年金に移行させなければいけませんよ。

同盟 よくわかりました。

5 給付基礎日額に対する最高限度額の

取り扱い

新しい年齢階層に入り、給付基礎日額が該当年齢階層の最高限度額を超えている場合でも、それ以前受給していた額は全て既得権として保障し、支給して戴くよう、取り扱い方の改正をお願い致します。

〈解説〉現行の給付基礎日額に対する最高限度額は、当初の労働省当局の説明と異なり、多くのじん肺患者に影響し、スライドの停止だけでなく、新しい年齢階層に入った場合、給付基礎日額を引下げられる者まで出て、患者の生活に大きな脅威を与えています。

最高限度額の取り扱い方についてはいろいろな問題があり、考え方もありますが、当面の措置としては表記の如く一旦決定した給付基礎日額はそれが最高限度額を超えている場合には、スライド停止の要件とはなっても、額の引下げは絶対に行わないよう、取り扱い方の改正をお願い致します。

同盟 最高限度額の問題は、法をつくる説明会
のとき「じん肺の場合は殆ど影響がない」という説明でしたが、実際には多くの者に影響が出ており、私たちは制度そのものに反対で、撤廃していただきたいというのが基本ですが、当面陳情書に記載しているように、いかなる場合にも額の引下げだけは絶対行わないよう、お願い致します。

当局 しかし他方では、引き上げられて救われる者もあるわけですから、引き上げはいいが、引き下げは絶対しないというのは、なかなか難しい問題ですね。

同盟 それは「最低、最高限度額」という言葉で一つのものとして呼ばれるから、そうなるのであって、この制度ができる前でも今のよ

うな年齢階層別ではなかったが、最低限度額だけはあったんですね。だから本来は最低限度額と最高限度額は関係がないのですが、今はそういう制度になっているから、今すぐ廃止といっても聞いてもらえないと思うので、一旦決めて支給した額だけはどんな場合でも保障していただきたいと、お願いするわけです。

当局 年齢階層の区分とか細かい点は省令事項になっていますが、制度自体は法律ですので、「給付の不均衡是正の問題」が引き続き審議会の検討事項になっていますので、それらの中で検討していただくことになると思います。
同盟 確か前回のときに、65歳以上のところは最高限度額の下がり方がひどいので、検討するとかいう話があったように思いましたが、検討されたのでしょうか。

当局 やはり部分だけというわけにはいかないもので、結局は審議会事項になってしまうのですね。

同盟 現在65歳以上の層は、どういう対象で額を出されているのでしょうか。65歳から69歳くらいまでですか。それとも。

当局 65歳以上の全体ですね。

同盟 全体というと80歳も入るのですか。

当局 まあ、そうですね。

安恒議員 これは、若い層を引上げていくという問題と既得権の問題があるので、審議会で検討されることになると思うが、しかし歳が高くなったら額が下がるというのはどうもね。

当局 しかし賃金は下がりますから。

安恒議員 賃金は労働能力が下がるからだが、この人たちは働いているわけではないから、そんな論法は通らないよね。…それでは、今回はこらでどうですか。

同盟・当局 それでは、どうもありがとうございます。よろしくお願い致します。 ■

(文責・じん肺患者同盟)

じん肺患者同盟弁天町支部結成

大阪●多種に及ぶ粉じん職場の患者で

6月15日に、全国じん肺患者同盟の新しい支部、弁天町支部の発足が決定した。発足に当たり参加した被災者は20人で、そのほとんどは、大阪市港区弁天町の松浦診療所



に通院するじん肺被災者。したがって支部名も弁天町支部としたものである。

じん肺の被災労働者は、長期の療養を余儀なくされることから、療養生活上の諸問題など共通する問題が多い。また労災補償請求についても、他の労災とは異なって、通常はじん肺法に基づく管理区分申請が先行することや、離職してからかなりの年月を経過して発症することなど被災者が一人で解決するには荷の重い問題が多い。さらに、一昨年の労災保険法改悪問題をみるまでもなく、今後の労災補償行政は被災労働者にとって十分な改善がなされていくとは、現時点で考えられない。

こうしたことから、この5月はじめに被災者の有志が集まり、準備を開始し、16日に結成総会を行うことになったものである。

総会では、松浦診療所から松浦、足達両医師らが参加し、挨拶を受けた。また、全国じん肺患者同盟の大阪支部と横須賀支部からの祝電が披露された。その後、経過、組織結成の目標について報告、活動計画などについて討議し、役員を選出を行った。組織構成として、支部は参加資格がじん肺で療養中の管理区分2、3の合併症が管理4の被災労働者に限られるため、これとは別に療養を受けていない被災者も含めた弁天町じん肺被災者の会も同時に結成することとした。具体的な活動としては、学習会、交流会などの取り組みの他に、まだ労災補償などの救済を受けていない被災者の掘り起こしなどについてもできるだけ取り組みこととした。役員については、会長には井上喜助氏、副会長には三木美雄氏が選出さ

れた。また会の事務などの運営については、事務局という形で関西労働者安全センター、松浦診療所が協力することになった。

総会の議題が終了した後、記念講演として、堺市立病院の大成功一医師による「じん肺とは一療養生活の過ごし方」と題した講演を受けた。内容は、じん肺という病気のメカニズム、呼吸法などじん肺患者の療養生活のアドバイスなど、じん肺被災者にとって最も知りたい知識を極めてわかりやすいもので、参加者からの質問も多く好評であった。

新しい支部は、20名という小規模ではありながら、じん肺罹患の原因となった職種は、炭鉱、トンネル工事ははじめ、カーボン加工、溶接、建設、窯業、鉱山、港湾荷役とばらばらで多種に及んでいる。これは、ほとんどの被災者が粉じん職場を離れてかなりの年月を経てから、つてをたどって安全センターや松浦診療所に相談に訪れてから、管理区分決定を受けたという事情によるもので、凶らずもじん肺という職業病の特殊性をあらわしているといえよう。

総会では今後の活動について、行政に対する交渉や、全国的な集会についても逐次参加していくというような件についても話し合ったが、出された意見で支配的であったのは、「やらねばならないことは随分あるようだが、そうは言っても療養中の患者の組織、あまり急がずじっく

りと息長くやりましょう」という種類のもの。そのとおりで、じん肺にまつわるいろいろな困ったことをお互いに助け合いながら、全体として運動を進めていくということにしたいものである。

現在準備されている、じん肺の民事損害賠償請求訴訟を含め、全国じん肺患者同盟弁天町支部、弁天町じん肺被災者の会の発展を期待したい。
(関西労働者安全センター
事務局長 西野方庸)

半年前の腰痛を業務上認定

前橋●バングラディシユ人の労災問題

前橋労基署から電話が入った。「Bさんの件ですが、業務上の決定になりました。」「よかったです！」と私は心の中で叫んでいた。正直言って認定は非常に困難だと思っていたが、どうしても業務上にした事例であった。彼はいろんな意味で不運だったから。

Bさんが腰痛を訴えて寿の越冬闘争の医療相談に訪れたのは、今年の1月のこと。「腰が痛くて足が麻痺している。ヘルニアで手術が必要だと言われたが、お金もないし、どうにかならないだろうか」とのことだった。

彼の腰痛は昨年7月に始まる。群馬県のオーエス工業で鉄製のドアの運搬・塗装などをやるようになってから、約10ヶ月経っていた。とりわけ7月の23日にドアを持ち上げようとして、腰を痛めその場にしゃがみこんだ。一緒に働いていたCさんの助けで立ち上がり、社長夫人と病院に行った。よくあることだが、その当時はそれほどひどく

なるとは考えていなかったようだ。通院しながら仕事を続けた。治療費は自分で払わなければならぬうえに、働かない分は賃金カットされるので、友人に借金するようになった。その返済が出来ないので金を貸してくれる友人がいなくなったことと、仕事が腰に負担が大きいことから9月の末にオーエス工業を辞めた。

彼ははじめ茨城の友人を頼って行ったが、長く居ることは出来なかった。つまり友人の会社の社長は、働いている友人ならばまだしも、働けずに昼間も居るものが居候していることを知ると、追い出すのだった。腰が悪いから働けない、働けないからから金がない、金がないから治療も継続して受けられない。この悪循環が、彼を関東一円から長野県まで転々とさせることになる。

カラバオの会(寿・外国人出稼ぎ労働者と連帯する会)は、「職業病なので労職センターに」

と相談に来られたのだが、とにかくあまりに時間の経っていることや、医療機関にかかれなかった事情等が通常想定していないことなので、とにかく細かい事実を集めていくことにした。まず事業主に電話をしたところ「腰痛が労災なら、全員が労災になるはずだ」と言い、とても事業主証明をする気配ではなかったが、とにかく直接話をすることにした。その前に我々は、初めに診察をした医師に会いに行き、当日のことを意見書にいただいた。「仕事中に重いものをもって腰を痛めた」との内容であった。それをもって会社を訪れたが、社長は「勝手にそっちでやればいい。あいつはずるいやつだ。そんな前のことを覚えてるはずがないだろう。」と、全くこちらの話に耳を傾けようとしない。「事業主証明は労働者がその会社で働いていたことを証明するだけです」と説明するが、「私はしません」と席を立ち、仕事を始める始末。2月11日の帰りの電車は怒りと先行きの不安を表情に見せるBさんだった。

さらに、経過を記した意見書を提出、申請することになったのは3月6日。管轄の前橋労基署には神奈川から3時間の道のりなので、申請と同時に聞き取りをさせた。監督署は相談コーナーの英語通訳以外に、ベンガル語のできる方を用意してくれた。こちらはBさん本人に、支援グループ数名とCさんも参加した。

Cさんの参加は大いに我々や本人を励ますものであった。自分の怪我ではないにも関わらず、オーバーステイの外国人労働者が役所に来るとするのは極めて希なことだ。彼については通報されるおそれが十分にあったのだから。確約はさせられなかったが、聞き取り時に通報したりしないことは約束に近い感触を得るまで電話で詰めてはいたとはいえ。この日の申請・聞き取りは、監督署の次長自らい、労災課長も含めて午後のほとんど全てを費やした。

監督署は会社の社員のききとり等を行うが、どうしてもはつきりとした事故の事実が出て来ないと言う。我々は現認者もいるし、医師も同様の意見を述べているのだからと、早急な決定を求めた。4月の末に労基署交渉を行った結果、5月中旬に決定を出すことを見込みとして約束させた。そして冒頭のような

電話が5月末に入った。

この間Bさんは住む場所も転々とし、病院の治療費は保留にしてもらえたものの、交通費だけでも随分になる。よく喧嘩にもなった。「どうしてもっと早く認定されないのか」「住むアパートを何とか探してくれないか」「交通費がない」「お金を貸してくれ」等々。我々の力量は限られており、ほとんどの要望に応えられるはずがない。彼にとってこの半年は何年にも感じられたと思う。更に追い打ちをかけるように故国のバングラディシユは大洪水で彼の故郷の県は全滅、家族と音信不通になってしまった。5月の末に彼は業務上決定に知らせを待たずに帰国した。もう一度喧嘩をしたいと思いつつ、彼の身を案じる次第である。

(神奈川労災職業病センター

川本浩之)

「島原大変・肥後迷惑」

熊本●有明海沿岸労働者・住民の安全確保

火山活動の歴史はくりかえすのかどうか、今、雲仙の火山活動は、200年前の大災害への道のりをそのままに、およそ50%ほどたどってきている。「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれたこの「大変」はその道のりの最終過程の1792年に起きた。

雲仙の火山活動を引き起こし

たマグマは、雲仙の主峰「普賢岳」の激しい噴火と地震を伴いながら、島原地域の農民・町民を震えあがらせた。

そして、同年旧暦4月1日の深夜、火山性の浅発地震(M5.0)が起き、地震としては大きくないものの、地下の浅いところで起きたため、震源の直上地域にあ

った島原地域は激しく揺すられ、ついに普賢岳の東の峰「眉山」の東側斜面(有明海側)の大崩壊(山津波)を引き起こした。島原の町の面積のおよそ7割を土砂の下に埋めた巨大な土石流は、有明海に突っ込み津波を引き起こし、島原地域と対岸の熊本・天草地域の海岸地帯に15,000人の犠牲者を出した。この時、同時に有明海の海底の断層が動き、これによる津波も加重された可能性も否定できない。

これが、世に言う「島原大変・肥後迷惑」である。

「天草・島原の乱」以来、幕府の天領として直轄統治下にあったために、この地域で起きた「大変」の記録はよく保存され資料的な価値も高いと言われている。

「大変」以来、およそ200年にわたり自然崩壊を続け、今も、当時の生々しい大崩壊の爪痕を遺しながら眉山を支えている山腹は以前よりももっと切り立った断崖となり、やせ細り強度も落ちた状態で、島原市の背後にそびえ立っている。

したがって、もし眉山が崩壊するとすれば、それは斜面崩壊ではなく、もっと規模の大きい、山全体が崩れる山体崩壊ないしは山腹崩壊の可能性が心配されている。望遠鏡で見ると、島原市におおいかぶさるようなその姿は、20km離れた熊本県の有明海沿岸地域からも眺めることができる。

島原市の沿岸で起きた津波は、

わずか15分間で熊本県の沿岸一帯の学校・事業所・居住地域を襲う。そんな津波など起きないだろう、起きて欲しくないというのが、地域住民の願いである。しかし、万一、津波が起きた後では、どんな迅速な警報も間に合わないことは、今の時点ではっきりしている。

では、対策はどうなっているのか？

「地震があったからといって、すぐに津波が来るわけではありません。まず、丈夫な家具や机の下に身を隠して、自身がおさまってから(2~3分かかる)落ち着いた安全な場所に避難してください。」これは、今回新たに、地域の住民や学校に配布された津波からの避難マニュアルの一部である。

一方、県防災課は、「防災課の独自の判断で津波が発生したとの警報は出せません」「防災課に、津波が発生したとの第一報が、いつどこから、もたらされるのかの特定はできませんから、まず熊本气象台からの警報、マスコミ情報、警察情報、現地無線の傍受などを考えています」しかも「これは、津波警報であって、避難勧告ではありませんから、津波警報が出たあと、避難勧告を出すかどうかは市町村長が決めることです」という具合である。

前者のマニュアルは、外洋型の巨大地震による津波からの避難対策を、そのまま機械的に配布し、後者は、こんな認識で出

される警報など、後の祭りではなく避難には間に合わない。こういうことから、当安全センターとしては、県連合、地域連合を通して県知事と関係市町村長宛てに以下の要請を行った。

- ① 15分間で、安全な避難場所まで行き着けない地域では、震源域の眉山方面への移動、地下水の異常変異、眉山の麓一帯での小規模の地滑りなど、200年前にもあった前兆現象が現れた段階で、ある期間の幅を持った避難勧告を出すこと。
- ② 地域住民と事業所及び有明海沿岸地域を走る列車や車への情報伝達が速やかに行われるようなシステムを作ること。
- ③ 避難マニュアルは、今回の場合に限っては不相当であり作り直すこと。
- ④ 有明海に河口を持つ河川の

「コメ自由化」に反対を

高知●安全な食料確保、日本農業再建へ

1986年9月のRMA(全米精米業者協会)による日本のコメ市場開放を求めた提訴を契機として、それまで燻っていた「コメ自由化問題」が再燃、本格化し、アメリカからの自由化攻勢の激化と共に、国内におけるこれに呼応する動き(財政節約を求め臨調行改路線や輸出重視の国際分業論を唱える財界路線など)が相まり、いわゆる「外圧」と

流域では、たとえ内陸部であっても、津波の思わぬ被害にあう可能性があり、警報や情報伝達の手段を検討すること。

- ⑤ 津波からの避難訓練として、各市町村で津波の原因として想定されているのは「普賢岳の噴火爆発」「眉山の爆発」「海底地震」などがあり、今回の起こるであろう災害の特異性がよく認識されていないので、関係者はよく説明を行うこと。
- などを申し入れ、6月10日時点で、天草地域を除く全地域で、その要請が終わったところである。なお、現地で体育館などに避難している住民や労働者の方たちを対象にした、医療チームの派遣を検討しているところである。(6.20)■
(熊本安全センター・穀本道也)

「内圧」の中で、日本農林業、農政の縮小・合理化攻撃が一段と顕著なものとなってきました。この時期、「日本の農家は過保護すぎる」とか「外国に比べ異常に高いコメ・食料を食べさせられている」と言った反農業キャンペーンが一斉にマスコミを通じ流されたことは周知のとおりです。このような状況に対し、私たち・全農林では「日

本農業を再建し、農政を民主化することは、農林水産行政に携わる労働者の社会的責務である」との基本的立場から、「国民の食料を守り、その安全、安定供

五島 外国産の農産物、特に穀物は船積の段階で消毒目的で農薬を混入しているが、もし日本国内で穀物の保存目的で農薬を混入としたならば許されることか。

回答 農薬取締り法に違反し許されない。

五島 国内で許されていないポスト・ハーベスト処理を行った穀物の輸入を認めるのはおかしいではないか。

回答 農薬の残留量が許限範囲であるなら問題ない。

五島 国内では農薬の残留量が許限範囲であっても認められないではないか。

回答 日本国内においては農薬を保存、消毒目的で穀物に混入することのために使用するための許可申請が出されていないため、農薬使用法違反になる。ポスト・ハーベスト処理は禁じてはいない。

五島 その回答は問題である。外国では輸出に際して危険なポスト・ハーベスト処理をしており、それに対して国民の批判が強まったからとして、国内でも申請があれば認めるというのは国民の食品の安全に対する要求に反するものである。

また、ポスト・ハーベスト

給、自給率向上」などを中心課題に掲げ、コメ・農畜産物の市場開放反対、日本農業再建に向けた国民的な大衆運動を全国各地で展開してきました。

処理に使用される農薬を含め、外国で使用される農薬には国内では使用が認められておらず、したがって国内の許容基準のないものが多いではないか。許容基準内であれば問題ないというが、それら農薬の残留については検査がなされていないではないか。

回答 国内で農薬登録されていない農薬についても、それを使用している国においては日本の農薬取締法のような立派な法があり、それによって使用と残留量が規制されているので問題があるとは考えていない。

五島 現実に日本国民が食べる輸入食品について、日本でチェックもせず外国の法により規制されているはずだから問題ないとは何事か。再度答弁せよ。

回答 今後外国で使用されている農薬についても一般的に危険性が認められるものについてチェックするようにしていきたい。

五島 アメリカは米の輸出に際して、その多くは白米に精米して輸出している。この白米に船積みの段階でポスト・ハーベスト処理を行っている。米を例にとると、籾に含まれ

高知県においても、全農林独自あるいはカンパニア組織である「食とみどり、水を守る高知県民会議(旧労農会議)」を中心に、日本農林業、コメ・食糧の

る残留農薬と玄米に含まれる残留農薬、さらには白米に含まれる残留農薬の基準は異なるのか。

回答 残留農薬許限量は十分に安全性を見込んであり、したがってそれらの許限量は変えていない。しかし、それぞれについて許限量を見直していきたい。

五島 白米に混入される農薬は農薬取締法ではなく、食品衛生法により取り締まるべきではないか。(食品衛生法4条の二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はその疑いのあるもの。但し、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生大臣が定める場合においては、この限りではない。)

回答 この規定は食料の加工に対して規制したものであり、ポスト・ハーベストは加工ではないのでこの規制には当たらない。

五島 貯蔵、保存、消毒のために使用される農薬は明らかに食品衛生法の規制の対象であり、残留基準云々でなくその処理が禁止されるものである。当然輸入農産品についてもこの規定が適用されるべきである。 ■

重要性を訴え、世論喚起を図るための諸行動(街頭宣伝や地域での対話集会、シンポジウムなど)、各政党、自治体に対する要請、請願、決議行動、国会決議を求める1000万署名行動など、数次にわたる諸行動に取り組んできました。

それらの結果、当初のようななりふりかまわぬ一方的な日本農業批判や、誤った農業観に基づく論議などは影を潜め、食料自給の重要性、食料の安全性、環境問題などを中心に国民の日本農林業、農業問題に対する関心、理解は大きく高まってきています。このことは、本年2月の総理府の世論調査でも「コメを国内自給する」との考え方が7割以上を占めるなど、各種のアンケート結果にも如実に現れています。

このように国民世論が高まりつつありますが、国内の動き(部分自由化やむなしとする政府・自民党・財界の公然とした自由化主張やマスコミの意図的報道など)は活発化しています。ラウンド成功、日米関係を錦の御旗にして、この際一挙にコメ市場開放をめざす政府、自民党、又、外圧を利用し、農業・食料をも支配下におこうとする財界、これらの意図を十分認識する必要があります。

言い尽くされてきたことですが、コメの市場開放問題は、単に農民や関連する者だけの問題ではありません。「食料自給、輸入食糧の安全性、地域経済、



雇用問題、環境問題などなど」国民全体にかかわる重要な問題であり、日本農業再建を基本に将来を見据えた慎重な対応が必要により望まれます。

危険性の高い輸入農産物

特に安全性については、事は重大です。アメリカではコメを白米にして輸出するのが一般的であり、この白米の船積み段階では消毒目的で農産物を直接混入し(ポスト・ハーベスト・アプリケーションと呼ばれる)農産物を本来の使用目的と違えて農産物の保存消毒の目的に使用されています。日本では禁止されているこのような危険な処理を行った農産物、特に主食となる穀物が外国で実施され、問題とならず輸入されています。残存農産物として主婦をはじめ国民

が危機感をもつのは当然です(このポスト・ハーベスト・アプリケーションについては、社会党の五島正規代議士が衆議院予算委員会分科会で農水省、厚生省に質問した事項を大約し記載します)。

私たちが子や孫の世代に禍根を残し、取り返しのつかない状況にならないよう、今こそ、コメ市場開放反対、安全な食料確保、日本農業再建に向けた国民的な大衆運動の一層の盛り上げが必要です。

私たち全農林も、そのための国民世論のさらなる喚起、多数派形成をめざして全力で諸行動に取り組んでいく覚悟です。皆様の一層のご協力、ご支援をお願いします。

(全農林中国四国地方本部
執行委員 福田 精一)

三池CO裁判原告団迎え集会

関西●職業病闘争の原点に支援、共闘を

1963年11月9日、この日、九州の三池炭鉱三川鉱で発生した。炭じん爆発による戦後最大の災害(死者458名、CO(一酸化炭素)中毒患者839名)は当時、高度経済成長政策のもと、所得倍増-高能率-高賃金なる資本・政府のかけ声に浮かれ、のめりこみつつあった日本労働運動に警鐘を乱打した。

総評は翌年、現地、大牟田市において全国活動者会議を開催し、労働災害、職業病への取り組みを総評労働運動の重要な柱に据えることを決定し、闘いのスローガンとして、「安全なくして労働なし」を決定したが、三池炭鉱労働者の緊急提案を受けて、「抵抗なくして安全なし」を追加採択した。

以後、日本労働者安全センターの設立にはじまり、労災職業病闘争は拡大、発展していく。一方、三池炭鉱労働者、主婦、遺族、CO被災者らは「人として生きる」要求をかけた、苦難にみちた闘いの道を歩み続けるが、大災害以後・以前の三池の闘いにふれる中で、「労災職業病闘争の原点」は三池である=との思いが、多くの労働者の魂をとらえる。

大阪北摂地域においても、大災害の翌年、三池炭鉱労組青年部3名のオルグを受け入れ、当時すでに松下電器労組高槻支部の砒素中毒、頸肩腕症、日本触媒労組のフタロジニトリル中毒、宇山カーボン労組のじん肺結核一への闘いが散在していたが、

早急に労災職業病への地域共闘組織をつくろうとの気運がもりあがり、1964年12月の高槻地協代表者会議で結成が決議され、65年より高槻地協(後に北摂地区評一総評解散後は総評センターとして)労災職業病対策会議が発足する。

屈辱的な和解案を拒否
沖原告団(32名)裁判闘争続闘

対策会議発足以来、三池炭鉱労組、主婦会との交流はさらに深まった。1969年の「11・9大災害抗議集会」には初めての代表団を送り、1975年12月には、宮川睦男組合長を迎えて「大阪北摂三池CO患者を守る会」が結成された。

大災害発生以来27年余、三池労働運動も労戦統一問題と決して無縁ではありえなかった。災害発生10年めに提訴されたCOマンモス裁判(原告団420名)も87年には裁判長の和解勧告を労組執行部、弁護団の強い要請によって受け入れ、(但し、沖克太郎氏(元組合長)を団長とする32名はこれを拒否、裁判闘争を継続)◇死亡災害 400万円(但し5年間の月賦払)、◇CO中毒 400万円乃至65万円(5年又は6カ月の月賦)という、三池労働運動の輝ける伝統よりすれば正に屈辱的な終結をとげようとする中で、沖原告団の闘いが現地や全国の熱い支援を受け、闘い続けられている。

われわれは今年も恒例となっている三池よりのオルグ受け入れとして、沖克太郎氏(三池CO裁判原告団長)を迎え、6月24日より26日まで◇北摂三池CO患者を守る会(於高槻市)、◇阪神労災被災者交流会(尼崎市)、◇全運労組吹田千里分会(吹田市)、◇洛南労組連(京都市)らの主催で交流集会をもった。

職場保安闘争を柱に死亡災害Oに 資本・職場闘争を恐れ、三池闘争へ

以下、沖克太郎氏の講演内容の要旨を述べる。

「現在の三池における労組の組織状況は、おおむね次のごとくである。第一組合120名。第二組合1,200名。職員組合400名。三池大闘争の背景には、石炭から石油へとするエネルギー革命があった。全国で今後100年間掘れる埋蔵量と600の炭鉱があったにもかかわらず、5年に閉山していったのだ。

三池闘争への資本の重要な目標は、活動家1,200名の首切りであり、三池の職場闘争に恐れをなしたからだ。三池闘争は敗北したが故に成果も又あった。

会社は1,200名を生産阻害者として放り出そうとしたが、政府も会社も再就職に努力をせざるをえなかった。(その他、失業保険3年間、緊急事業場の確保、炭鉱離職者アパートづくりなどもそうだ。)

闘争前は1グループ30人で採

炭作業に携わったが、保安の作業を最も重視した。作業は安全を確認してから行う。負傷者があれば速やかに病院に運ぶ。又、仕事の割り振りは順番制にして不公正にならないようにした。そして死亡災害0になるまで闘いぬいた。(それまでは年間死亡災害平均29名)

大災害は三井鉱山による起こるべくして起こった人災
闘いの中心部隊は主婦だった

闘争中、会社によって第二組合が作られ、労使強調一生産第一路線がしかれる中で死亡災害は増大していった。

闘争の翌年には死亡災害16名、翌々年には15名となった。三池労組は災害の大量発生を危惧し、保安団交を再三申し入れたが会社は無視し続けた。63年の大災害は起こるべくして起こった人災であることは明らかだ。労組も私たちも三池鉱山の責任を明らかにせよと要求したが三池は拒否しつづけた。

私も鉱内で6時間、意識不明のまま倒れ、4年間入院加療せざるをえぬハメになった。

当時の労災保険法は被災労働者の実態や苦しみを全く無視したものだ。例えば、
①前3カ月の平均賃金1,000日分の補償費で打ち切り(別に葬儀代10万円)

②3年たっても治癒しなければ解雇は可能。(症状固定すれば治療、補償は打ち切り)



③負傷、発病前3カ月平均の60%が休業補償の額という現状だった。

被災者の組織づくりのためにまず我々が掲げた要求は

①被災者が治るまで加療せよ
②生活補償は前収補償とし、100%支給せよ

③停年になるまで解雇するな
というもので、これは最低の要求であり、決して間違った要求ではない。労災法の名において3年たてば被災労働者は抹殺される—という法律こそ倒錯した考えだ。

三池労組員では451人が被災したが、会社や労基署との交渉には主婦が参加し、全員モンペばきで、要求をとるまでは真夜中まででもがんばった。(赤ん坊や幼児もつれて)

1968年(S43年)には全国のメーデー会場に主婦2人1組で派遣生まれてはじめての訴えを壇上から行った。

65年の労災補償打ち切りに対して、主婦75人は三川鉱地底で144時間の抗議の座り込み行動に入った。

「労働者は闘わねば生きられない」と闘う原告団結成

裁判闘争の和解は外部の圧力によるものであり、私たちは「このまま闘いを止めれば抹殺されてしまう」として闘う決意を32名は固めた。(この中には植物人間として自らの姿を通して、10年余にわたって三井に抗議し続けた故宮嶋重信さんの遺族も含まれる。)

和解時、裁判官も立ち会って、労資でCO協定を結んだが、6カ月たつて突然、協定の破棄を三井は申し入れてきた。結果は1年間交渉延長となったが、盆暮の見舞金などは廃止された。

合理化攻撃はその後も止まるどころを知らない。四山鉱の閉山、有明鉱と三川鉱の合併と前後して、停年制の前倒し(55歳停年を53歳に)が強行され、CO患者も現在治療中の者を除き解雇されている。沖原告団員のメンバーは不当解雇として裁判闘争を行っている。

こうした事態の下で和解組の

中からも会社への不満を公然と主張するものがでている。現在も社宅住いをしている遺族は80世帯いるが、社宅から追い出す動きも出ており、われわれと共に闘わねば生きていけない—という意見がわきあがっている。

裁判闘争は来年一杯は事実審理にかかり、2年後には判決がある見とおしだ。

合理化なくして現体制は維持できない。そして合理化は労働者の魂をフヌケにし、又、労働災害、職業病発生の元凶だ。

われわれは決して孤立していない、国労の闘い(清算事業団不当首切り反対闘争)と三池C

O闘争は重なりあった闘いだ。勝利をめざして最後まで闘う。」
11・9大災害抗議集会=11月24日開催 三池の命を守る闘いの風化許さず

大災害発生以来今年で28年を数える。11・9大災害28周年抗議集会は、全国の心ある仲間呼びかけて11月24日(日)13時~16時30分まで熊本県荒尾市の荒尾総合文化センターで、三池大災害沖原告団と支援共闘会議が主催して開催される。

かつて、三池大災害敗北以後「もはや三池の職場闘争の時代

は終わった。」として「政策転換闘争」が浮上し、「労働運動の基本的な戦術は職場闘争である」ことを基調として1959年、総評が提起した「組織綱領草案」は文字通りの草案として以後日の目をみることはなかった。労災職業病闘争の路線も又、いつしか大きく変貌を遂げつつあるとき、今一度闘いの原点としての「三池の労働と安全を守る闘い」に思いを致し、労災職業病闘争に新たな時代の息吹を与えたいものである。 ■

(関西労災職業病研究会 大阪北摂三池CO患者を守る会 大阪北摂労災職業病対策会議)

本書は、労働安全衛生法を中心とした職場の安全衛生のチェック・ポイントについて説明したものである。もちろん、労働安全衛生法を遵守していれば、労働災害がゼロになるものではないし、職場には、労働安全衛生法に規定されていない危険物や有害作業などがたくさんある。しかし、だからといって労働安全衛生法の重要性がなくなるものではない。

いや、労働安全衛生法の各条文は、多くの悲惨な労働災害が発生した結果制定されたものであるから、その各条文の遵守こそ安全衛生管理の中心になるべきものである。そして、労働災害を防止するための方法である、安全装置であるとか、危険表示であるとか、作業手順であるとかいろいろの方法は、すべて労働安全衛生法の中に出そろっている。その意味でも労働安全衛生法は、安全管理にとって貴重な示唆を与えているといえる。

したがって本書は、労働安全衛生法を基準として記述してあるが、必要な範囲において法令以外のことについても解説を加えてある。

なお、全産業を対象としているために、個別的な事項については簡単に過ぎるところもあるので、各産業、各企業に特有な事項については、本書に準じて手引書を作成することをおすすめする。(著者「はじめに」より)

労働安全衛生ハンドブック

井上 浩著



労働教育センター発行:定価2,000円
千代田区駿河台3-2-11:(03)3253-3362

平成3年3月1日付労働省発労徴第13号・基発第12号労働大臣官房長・労働省労働基準局長通達

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第3次分)等について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号)による労災保険制度の改正の大綱並びに第1次施行分及び第2次施行分の実施細目については、既に平成2年6月22日付け労働省基発第43号並びに平成2年7月31日付け労働省発徴第55号・基発第484号及び平成2年9月28日付け基発第58号により通達されたところであるが、今般、同法の第3次施行分が平成3年4月1日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを記されたい。

(注) 法令の略称は次のとおりである。

改正法=労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号)

法=労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

44年法=失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第83号)

旧44年法=改正法第3条による改正前の44年法

新44年法=改正法第3条による改正後の44年法

整備法=失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者災害補償保険法の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和44年法律第85号)

労災則=労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)

1 改正の趣旨及び概要

(1) 改正の趣旨

イ 全面適用の困難性

労災保険は、その制度趣旨からいって、すべての労働者に適用されることが望ましく、昭和47年4月1日からは、政令で定める任意適用事業を除き労働者を使用するすべての事業が適用事業とされた(旧44年法附則第12条)。

この暫定任意適用事業の範囲も、昭和50年4月1日から、個人経営の労働者5人未満の農林水産業の一部にまで縮小が図られた(昭和50年政令第26号)が、農業については、適用拡大の必要性が比較的高い(注1)ものの、その事業場における労働実態の把握が困難であること等の理由(注2)から、その後特段の適用拡大の措置は講じられてこなかった。

(注1) 林業は常時1人以上労働者を使用していれば、適用事業であるし、水産業についても総トン数5トン以上の漁船は内水面のみにおける操業を除いて適用事業となっているため、未適用の範囲は農業と比較して小さいと考えられる。

(注2) 具体的理由として、以下のことがあげられる。

- ① 農家では、ゆい・手間替えという労力の相互融通の習慣があり、ゆい・手間替えによって働く者は一般的には労働者とはいえないが、これらの者と労働者とは外見的には区別が困難であること。
- ② 農繁期のみには労働者を使用する場が多く、その実態を把握することが困難であること。
- ③ このため、個人経営の労働者5人未満の農業を当然適用事業とした場合、各事業場が適用事業となるか否かの判断が困難又は煩*であること。

なお、①のゆい・手間替えの定義

について、昭和52年農林省統計情報部の1975年センサスでは、「農家相互間の労力交換のことで、労力の等価交換を原則としているすべての労力交換が含まれる。したがって労力の過不足を金銭、物品で清算したのも該当する。…(中略)…共同田植、共同防除などの共同作業で作業をしてもらった場合もここに含める。」とある。

ロ 特別加入制度を利用した新たな適用拡大

農業に関しては、指定農業機械(耕うん機、コンバイン、動力揚水機等)を使用する作業に従事する者について特別加入することができることとなっている(労災則第46条の18第1号)が、さらに、平成3年度実施予定の対象作業の範囲を拡充した新しい特別加入の制度を新設する(そのための省令改正は、平成3年4月1日又は平成3年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日に施行される予定である。詳細は、おつて通達する。)こととして(その結果、農業の特定作業従事者に係る特別加入は2種類が並立することとなり、これらを以下「農業関係特別加入」という。)に係る特別加入者が行う事業を適用事業とすることとした(新44年法附則第12条)。

これは、

- ① 現在、暫定任意適用事業とされている事業についても、労働者保護の観点から、できる限り適用拡大を図っていく必要がある、特に、事業主が特別加入することによって労災保険の保護を受けている事業に労働者が使用された場合は、均衡上も適用事業とすることが適当と考えられること。
- ② 特別加入団体及びその加入者が、農

業協同組合(以下「農協」という。)等に労働保険関係事務の処理を委託することができ、その場合には、各加入者の行う事業の実態等を把握することが比較的容易であり、特別加入者が行う事業に係る保険関係手続の適正化が図りやすいと考えられること。

- ③ 平成元年12月25日の労働者災害補償保険審議会の建議において、新たな農業の特別加入制度を新設するとともに、当該特別加入事業主が労働者を雇用した場合は、自動的に労災保険を適用する仕組みを設ける旨の提言がなされたこと。

等を理由とするものである。

(2) 改正の概要

常時5人以上労働者を使用しない個人経営の農業の事業(毒劇物・危険有害ガスの取扱い等業務災害の発生のおそれが多いものとして労働大臣が定めるものを除く。)については、加入申請をしない限り、そこに使用される労働者に労災保険の適用はないが、その事業主がその事業について特別加入をしている場合には、当然に労災保険が適用されることとなる。その結果、当該事業主は保険関係成立に係る種々の手続を行わなければならないこととなる。

2 特別加入事業における労働者の保険関係

(1) 労働者に係る保険関係の成立

イ 保険関係の成立時期

労働者に係る保険関係の成立の時期は、「労働者を使用する事業」の開始の日と特別加入の日の前後関係に応じ、次の2つの場合があるので、いずれの場合もその保険関係の成立の日から10日以内に通常の保険関係が成立した場合と同様の保険関係成立手続をすべきこととなる。

- ① 事業主が農業関係特別加入に加入し、その行う事業がその日以後に労働者を使用する事業になるに至った場合には、

当該労働者を使用する事業になるに至った日に、労働者に係る保険関係が成立する。

- ② 事業主が行う事業が先に労働者を使用する事業になるに至った後、当該事業主が農業関係特別加入に加入する場合には、当該特別加入をする日(当該特別加入の承認の日)に、労働者に係る保険関係が成立する(整備法第7条)。
- なお、平成3年4月1日前に指定農業機械作業に係る特別加入をし、かつ、当該事業に労働者を使用し(特別加入をした日と労働者を使用した日との先後関係は問わない)、その状態が同日まで継続している場合には、同日において労働者に係る保険関係が成立することとなる(改正法附則第6条)。

ロ 保険関係成立の判断に関する留意点

循環的な季節雇用を通例とする農業の事業の場合には、上記イの②における保険関係の成立の判断については、事業主が特別加入の日に労働者を現に使用していなくても、当該特別加入の日前1年間に労働者を使用していた実績があり、かつ、以後1年以内に労働者を使用することが見込まれる場合においては、事業主の申出により、当該事業は労働者を使用する事業として既に成立し、特別加入の日において当該事業が「事業の一時的休止」(注)に準じた状態にあるものとして取り扱い、当該特別加入の日において労働者に係る保険関係が成立するものとして取り扱って差し支えない。

上記イのなお書の場合の平成3年4月1日における保険関係の成立の判断についても、これに準じて差し支えない。

(注) 事業主が一時的に休業する場合を「事業の一時的休止」といい、休止期間中も保険関係は継続するものとして取り扱われる(労働保険適用関

係事務処理手引(平成3年2月13日付け労働省発勞徴第8号)第1編第2章第3前文イ)。

(2) 労働者に係る保険関係の消滅

上記(1)により成立した保険関係は、事業主が労働者を使用しなくなった時に消滅する。この場合において、循環的な季節雇用を通例とする農業の事業に関しては、単に一時的に労働者を使用しなくなったに過ぎず、同一事業に1年以内に労働者を使用する予定がある場合には、その労働者が使用されない期間を「事業の一時的休止」の期間に準じるものとして取り扱い、保険関係は継続するものとして取り扱って差し支えない。

他方、労働者を使用しなくなった場合において、以後1年以内に労働者を使用することが見込まれないとき又は現に当該1年間に労働者を使用しなかったときであってその状態が続くと認められるときは、保険関係が消滅したのものとして消滅の手続をとらせること。

(3) 農業関係特別加入からの脱退の効果

事業主が農業関係特別加入から脱退しても、引き続き労働者が使用される限り、当然労災保険が適用され、労働者に係る保険関係は消滅しない(新44年法附則第12条第1項第2号最初の括弧書き)。

3 特別加入手続に係る通達の改正

指定農業機械作業に係る特別加入の手続については、昭和40年11月1日付け基発第1454号(以下「基本通達」という。)の記の第2の4及び5によってきたところであるが、上記法改正の趣旨を踏まえ、今後は新設予定の特別加入を含めて下記によることとし、この趣旨に沿って別紙のとおり基本通達を改正し、平成3年4月1日以後の農業関係特別加入の承認について適用する。

- (1) 労働者に係る保険関係成立手続の確保
特別加入申請書(告示様式第34号の10)別

紙に記載される特別加入予定者又は特別加入に関する変更届(告示様式第34号の8)に記載される新たに加わる特別加入者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は変更届と同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は当該特別加入予定者について特別加入の承認又は変更届に基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(2) 特別加入の承認通知等

特別加入の承認通知若しくは不承認通知又は特別加入の変更届に関する承認通知若しくは不承認通知は、下記5の(2)の別紙による改正後の基本通達の第2の6(3)及び別添様式第1号、第3号又は第7号により行うこと。

4 農業関係特別加入等に係る労働保険関係事務の取扱い等

(1) 労働保険関係事務の取扱い

農業関係特別加入に係る労働保険関係事務は、特別加入団体又は特別加入団体から事務委託を受けた労働保険事務組合等が処理することとなるが、当該特別加入団体の構成員である特別加入者が労働者を使用して行う事業に係る労働保険関係事務についても、特別加入に係る事務と関連して処理されるようにすることにより、これらの適用徴収の円滑化と労働保険関係事務の運営のより一層の適正化が確保されるので、次のとおり、農業関係特別加入団体及び農協等の関係団体を指導するものとする。

- ① 農協の構成員である農家を主たる構成員とする特別加入団体に係る労働保険関係事務については、当該農協若しくはその近隣の農協又はその関係団体たる農業協同組合連合会若しくは都道府県農業協同組合中央会が労働保険事務組合となり、当該特別加

入団体から委託を受けてその処理を行うようにすること。

- ② ①の場合において、当該特別加入団体の構成員である特別加入者が労働者を使用して農業の事業を行う場合には、当該労働者に係る労働保険関係事務についても、当該特別加入者の委託を受けて、①と同一の労働保険事務組合がその処理を行うようにすること。

(2) 農業関係特別加入等に係る労働保険関係事務を取り扱う労働保険事務組合の認可についての留意事項

労働保険事務組合の認可基準については、労働保険事務組合取扱手引(昭和62年3月10日付け労働省発勞徴第13号。以下「手引」という。)の第3章の3に定めているところであるが、上記(1)により農業関係特別加入及び当該特別加入の加入者が労働者を使用して行う事業に係る労働保険関係事務を処理することとなる農協等の労働保険事務組合の認可に当たっては、特に次の点に留意すること。

イ 委託予定事業主数

手引の第3章の3(1)②の「労働保険事務の委託を予定している事業主が30以上あることを要する」ことについては、農協等が労働保険事務組合の認可を受けようとする場合においては、農業関係特別加入団体の構成員たる個々の特別加入者も、当該特別加入者が労働者を使用するに至った場合には必ず当該農協等に労働保険関係事務を委託することを条件に、委託予定事業主として算入して差し支えない。

ロ 団体の組織等

農協等の関係団体に対し労働保険事務組合の認可をする場合は、特に次の基準を満たしているか十分審査の上行うこと。

- ① 本来の主たる事業を過去2年以上にわたって安定的、継続的に運営してい

るものであること。

- ② 財政基盤が安定しており、予定する労働保険料の納付に係る事故について当該団体に責めがある場合、これを補填するに足りる状況にあること。
- ③ 労働保険事務を確実にを行う能力を有する者を配置し、労働保険事務を適切に処理できるような事務処理体制が確立されていること。

ハ 農業協同組合連合会等について

労働保険事務組合の認可を受けようとする団体が、農業協同組合連合会又は都道府県農業協同組合中央会(以下「連合会等」という。)であるときは、その事務が円滑に処理されるよう、傘下の関係農協においても農業関係特別加入団体及び特別加入者に対し、労働保険関係事務の取次・あっせん、助言等の体制が整備されているとともに、連合会等による傘下の関係農協等に対する指導・助言体制が確立されている必要があること。

5 その他

(1) 実施時期

農業に係る特別加入者が行う事業が当然適用事業となる法改正は、平成3年4月1日から実施される(改正法附則第1条第3号)。

(2) 特別加入等の承認通知書等の統一

特別加入等の承認通知書は、①昭和40年11月15日付け基災発第18号通達別紙様式3、②昭和61年7月7日付け基発第407号通達別紙(3)特様式第1号及び③昭和62年3月30日付け基発第175号通達別紙特様式第1号又は平成元年3月23日付け労働省発勞徴第19号・基発第135号通達(以下「第135号通達」という。)別紙(2)特様式第1号の3種類が示されてきたが、今後は第135号通達別紙(2)特様式第1号を統一の様式として扱うこととし、また、既に特別加入の承認を受けている事業主又は特別加入団体から、新たに特別加入者になる者又は別の業務を行うこ

とになった者として変更の届出(告示様式第34号の8)があった場合の手続等も統一することとし、別紙のとおり基本通達の記の第2の3を改正し、平成3年4月1日から適用する。

なお、昭和62年3月30日付け基発第175号通達により示された特様式第7号は、別紙による改正後の基本通達に示された特様式第7号に変更する。

(別紙) 昭和40年11月1日付け基発第1454号通達の改正

昭和40年11月1日付け基発第1454号通達(以下「基本通達」という。)を次のように改正する。

1 記の第2の3を次のように改める。

(1)中「第34条の11第1号」を「第27条第1号」に改める。

(2)の表題中「第34条の12第1項」を「第28条」に、(2)ハ中「第34条の11第2号」を「第27条第2号」に、「第46条の19第4項」を「第46条の19第6項」に改める。

3に(4)として次のように加える。

(4) 特別加入の承認等の手続

イ 承認通知

特別加入の申請に対する所轄都道府県労働基準局長の承認は、当該申請の日の翌日を承認年月日とすることとし、その通知は、別添1の通知書(特様式第1号一略一)により行うこととする。

ロ 不承認通知

特別加入の申請に対する不承認通知は、別添2の通知書(特様式第3号一略一)により行うこととする。

ハ 変更通知

則第46条の19第6項(則第46条の23第4項及び則第46条の25の2第2項により準用する場合を含む。)により届出のあった事項のうち、特別加入者の行う業務内容の変更及び特別加入者の追加

については、当初の特別加入の承認の内容の要素となる事項の変更であり、当該当初の特別加入の承認の変更決定がなされない限り効果が生じないため、所轄都道府県労働基準局長は、当該変更内容を適当と認めるときは、当該届出の日の翌日付けにより承認内容変更決定を行うこととする。なお、その通知については、当分の間、別添1の通知書(特様式第1号一略一)により行うこととする。

ニ 変更内容の不承認

上記ハの場合において、所轄都道府県労働基準局長が当該変更内容を不適当と認めるときは、その旨の通知を別添3の通知書(特様式第7号)により行うこととする。

2 記の第2の4を次のように改正する。

(1)中「第34条の13第1項第1号」を「第29条第1項第1号」に改める。

(2)中「第34条の13第1項」を「第29条第1項」に、「第34条の11第3号及び第4号」を「第27条第3号及び第4号」に改める。

4に(3)として次のように加える。

(3) 特別加入の承認等の手続

上記3(4)と同様とする。

3 記の第2の5を次のように改める。

5 特定作業従事者の特別加入手続

特定作業従事者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1) 指定農業機械作業従事者

イ 災害防止措置

加入申請書に添付させるべき業務災害防止措置の内容を記載した書類に関し、一般的事項を別途通達する。

ロ 労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書別紙に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していること

が明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する変更届と同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は変更届に基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(2) 職場適応訓練生

職場適応訓練の作業が他の労働者の作業とともに行われるのが通常であり、かつ、当該事業場には労働基準法、労働安全衛生規則等が適用されるので、加入申請書における作業内容の記載及び業務災害防止措置の内容を記載した書類の添付を要しないものとして取り扱われたい。

4 記の第2の8を次のように改正する。

(1)中「法第34条の12第2項、法第34条の13第1項第1号、法第11条第1項」を「法第28条第2項、法第29条第3項、法第30条第2項」に改める。

(1)イのなお書きを次のように改める。

なお、脱退の承認の通知は、別添1の通知書(特様式第1号一略一)により、承認年月日は当該特別加入の脱退の申請の日と同日とする。脱退の承認があったときは、当該承認の日の翌日に特別加入者たる地位が消滅するものとして取り扱う。

(1)ロを次のように改める。

ロ 特別加入した一人親方等、特定作業従事者及び海外派遣者についても、上記イと同様である。

(2)中「法第34条の12第3項、法第34条の13第3項」を「法第28条第3項、法第29条第4項、法第30条第2項」に、「則第46条の26」を「則第46条の25、則第46条の25の3」に、「特定作業従事者の団体」を「特定作業従事者の団体若しくは海外派遣者」に改め、(2)に後段として、次のように加える。

特別加入の承認の取消又は保険関係の消

減の通知は、別添4の通知書(特様式第4号一略一)により行うこと。

(3)中「第34条の11」を「第27条」に、「第34条の12第1項」を「第28条第1項」に改め、「当該保険事業が任意適用事業である場合において法第11条の規定により」を削り、「第34条の13第1項」を「第29条第1項」に、「事業の廃止(一人親方等又は特定作業従事者の団体の解散は、法第34条の13第1項第4号の規定により任意適用事業の廃止とみなされる)又は終了があったときは、その解散の日」に改める。

5 基本通達に別添1、別添2、別添3及び別添4として次のように加える(別添1～4は略)。

平成3年4月12日付労働省発勞徴第38号・基発第259号労働大臣官房長・労働省労働基準局長通達

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成3年労働省令第11号)が、本日付けで公布され、施行されることとなった。なお、これに伴い、平成3年労働省告示第37号(労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号イの労働大臣が定める規模を定める件)及び平成3年労働省告示第38号(労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第4号の労働大臣が定めるものを定める件)が制定された。

については、下記事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

(注)法令の略称は次のとおりである。

法=労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

44年法=失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

改正省令=労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成3年労働省令第11号)

(労働省令第11号)

労災則=労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)

旧労災則=改正省令による改正前の労災則

新労災則=改正省令による改正後の労災則

徴収則=労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)

特支則=労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)

記

第1 特定農作業従事者に係る特別加入の新設

1 改正の趣旨及び概要

(1) 改正の趣旨

農業の個人事業主については、指定農業機械作業従事者に係る特別加入の制度が設けられている(旧労災則第46条の18第1号)が、農業関係者からの要望及び最近における農作業の実態からみて補償対象範囲の拡充を図ることが適当であること、農業関係の特別加入の拡大が図られることにより労働者の保護にもつながること(44年法附則第12条第1項第2号)、平成元年12月25日の労働者災害補償保険審議会の建議においても同様の観点から農業の特別加入制度の新設について提言がなされたこと等から、対象作業を拡充した特別加入制度を新設することとした。

(2) 改正の概要

労働大臣が定める規模(年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上)の農業(畜産及び養蚕を含む)の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜(家きん及びみつばちを含む。)若しくは蚕の飼育の作業(以下「耕作等作業」という。)であって、動力により駆動される機械(以下「動力機械」という。)を使用して行う

もの、高さ2メートル以上の箇所におけるもの、サイロ・むろ等の酸素欠乏危険場所におけるもの、農薬散布に係るもの又は牛・馬・豚に接触し若しくはそのおそれのあるものに従事する者(以下「特定農作業従事者」という。)について、新たに特別加入できることとしたものである(新労災則第46条の18第1号イ、平成3年労働省告示第37号)。

(注)従来の指定農業機械作業従事者は、その内容を変更せず引き続き存続する(畜産及び養蚕に係る作業は対象とされていない。新労災則第46条の18第1号ロ参照)。

(3) 44年法との関係

平成3年3月1日付け労働省発勞徴第13号・基発第123号通達(以下「改正法実施通達」という。)の記の1(2)にあるように、今回新設の特定農作業従事者に係る特別加入に加入した者が行う当該特別加入に係る事業に使用される労働者についても、当然に労災保険が適用される(44年法附則第12条第1項第2号)。

2 具体的内容

(1) 加入対象事業場

イ 対象事業場の限定

特別加入の対象となるべき者は、労働者に準じて労災保険により保護するに値する者であることが原則であること、また、保険技術上(業務上外の認定等)の観点から、家庭生活と区別できる程度に独立した規模を有する事業場に従事していることが必要である。また、今回の特別加入の新設の目的の一つは、当該特別加入に係る事業に使用される労働者への労災保険の適用拡大にあることから、労働者を使用する可能性の大きい年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模の事業場において作業する者(当該事業場に係る農

地の所有者又は賃借人及びその共同作業者に限る。)に加入対象を限ることとした。

ロ 対象事業場の規模の根拠

水稻栽培農家においては、経営耕地面積2ヘクタール(粗収益310万円)以上の規模を有する農家では労働者を使用する割合が特に高くなるため、果樹農家や畜産・養蚕農家にも共通の基準として年間生産物総販売額300万円以上とすることとした。また、農業生産物総販売額の把握が困難な場合もあるため、経営耕地面積2ヘクタールの要件も付加的に加えることとした。

なお、農業生産物総販売額のうちには、農作業の受託料金は含まれない。また、経営耕地面積には、田、畑、果樹園、牧草地及び旧耕地が含まれるが、作業受託の対象となる農地は含まれない。したがって、下記ハの営農集団の構成員の場合を除き、作業受託のみにより農作業を行う者は特別加入の対象とならない。

ハ 「事業場」の単位

「事業場」については、1農家単位を基本とする。ただし、農家の集団が共同で作業を行う場合(いわゆる地域営農集団(以下「営農集団」という。)又は農事組合法人をいう。)は、事業場の規模を判断するに当たっては、当該集団を1つの事業場として取り扱う。したがって、個々の農家の規模が小さくても、営農集団又は農事組合法人において農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上であれば、各構成農家につき特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱う。

営農集団であるか否かの判断は、

- ① 代表者及び構成員の定めがあり、定款や規約等が整備されていること、
- ② 共同作業の方法その他の集団内の作

に関する定めがあること
によるが、以下の集団については、上記
2要件が整備されているものとして取り
扱って差し支えない。

水田農業確立対策実施要綱(昭和62
年5月20日付け62農蚕第1820号農林水
産事務次官通達別添、参考1—略—参
照)別紙1の第2の3に基づく水田農
業確立対策実施要領(昭和62年5月20日
付け62農蚕第1821号農林水産省農蚕園
芸局長通達別添、参考2—略—参照)
別紙3の第3(加算額の交付要件等)の
3(各加算ごとの交付要件)の(1)(高
能率生産単位育成加算)又は(3)(生
産組織加算)の交付要件を満たす「生産
集団」

(2) 加入対象作業

加入対象作業は、次のとおりである。次
のいずれかの作業を、上記(1)の事業場
において行う者が特別加入できることとなる。

① 動力機械を使用して行う耕作等作業

動力機械を使用して行う作業は、機械
による身体の傷害の危険性が高いので、
対象作業としたものである。

動力機械とは、動力(電動機、内燃機
関等)により駆動される機械の総称をい
い、現在の指定農業機械はすべて含まれ
る。

② 高さ2メートル以上の箇所における耕 作等作業

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令
第32号)第518条の規定によっても、高さ
2メートル以上の箇所は墜落の危険性が
高いものと考えられており、高さ2メー
トル以上の箇所における耕作等作業も対
象とすることとしたものである。

なお、40度以上の傾斜地については、
水平面から2メートル以上の高さにあれ
ば、その箇所における耕作等作業も対象
となる。

③ サイロ・むろ等の酸素欠乏危険場所に おける耕作等作業

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令
第318号)別表第6第7号の酸素欠乏危険場
所(穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟
成、種子の発芽又はきこの類の栽培のた
めに使用しているサイロ、むろ、倉庫、
船倉又はピットの内部)における作業は、
酸素欠乏により酸素欠乏症にかかり又は
死亡する危険性が高いため、対象とした
ものである。

④ 耕作等作業のうちの農薬散布の作業・ 農薬散布の作業は、農薬中毒にかかる 危険性が高いため、対象作業としたもの である。

「農薬」とは、農薬取締法(昭和23年
法律第82号)第1条の2第1項に規定する農
薬であって、同法第2条第3項の規定によ
り登録を受けたものをいう。

⑤ 牛・馬・豚に接触し又はそのおそれの ある耕作等作業

牛・馬は、蹴られたり噛まれたりする
危険性が高く、豚は体重300キログラム
にも及び、移送作業中の危険等が予測さ
れるため、対象作業としたものである。
この3種類の家畜に限定した理由は、他
の家畜の場合は、過去の例からみても、
重大災害発生の可能性がほとんどないと
見込まれるからである。

なお、調教は耕作等作業に該当しない
ので、対象とならない。

(3) 保険料率及び特定業種区分

第2種特別加入保険料率は1000分の8、作
業の種類番号は特15とされた(徴収則第2
3条及び別表第5)。

(4) 特別加入の手続

特別加入の手続は、指定農業機械作業従
事者に係る特別加入の手続と同様とする
(昭和40年11月1日付け基発第1454号(以下
「基本通達」という。)の記の第2の4及

び5参照)ほか、次に定めるところによる。

イ 事務の所轄

特別加入申請書(告示様式第34号の10)
の受付等を取り扱う労働基準監督署は、
各特別加入団体の主たる事務所の所在地
を管轄する労働基準監督署とし、特別加
入の承認等は、当該事務所の所在地を管
轄する都道府県労働基準局長が行うもの
であること(労災則第1条第2項及び第3
項)。

ロ 災害防止措置

特別加入に際して、特定農作業従事者
の団体に対し、あらかじめ業務災害の防
止に関し特定農作業従事者の団体が講ず
べき措置及び特定農作業従事者が守るべ
き事項を定めさせる(労災則第46条の23
第2項)こととし、「業務災害防止規則例」
(別紙2—略—)に定める内容と実質的に
同じ内容の定めを作成させ、これを特別
加入申請書に添付させること。

ハ 年間農業生産物総販売額又は経営耕地 面積の証明書の添付

特別加入の申請の際、年間農業生産物
総販売額又は経営耕地面積の証明書を特
別加入申請書に添付させること。ただし、
上記(1)ハの「生産集団」又は農事組
合法人の構成員として申出があった場合は、
下記ニに定める提出書類の提出で足りる
ものとする。

年間農業生産物総販売額の証明書とし
ては、農協に販売した場合には農協の証
明書(別紙3—略—)、市場に売却した場
合には市場の証明書(別紙4—略—)を添
付するものとするが、税務署に提出した
所得税青色申告決算書(農業所得用)の控
え(税務署の受領印のあるものに限る。)の
写しその他年間農業生産物総販売額を
証明できる書類の添付でも差し支えない。

経営耕地面積の証明書としては、市
町村の農業委員会の証明書(別紙5—略

—)による。

ニ 営農集団等としての証明

特別加入者のうち上記(1)ハの営農集
団の構成員として申出があった場合につ
いては、当該特別加入者が上記(1)ハの
「生産集団」の構成員である場合には市
町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)
が作成する「確認書」(水田農業確立対
策実施要領別紙様式第17号、参考2—略
—参照)の写しを提出させ、その他につ
いては上記(1)ハの①及び②の定款・規
約及び共同作業等の定めを記載した書面
並びに当該営農集団の構成員名簿を提出
させること。

農事組合法人の構成員として申出があ
った場合は、農事組合法人登記簿の謄本
及び当該申出をした者が当該農事組合法
人の組員であることを証明する書面を
提出させること。

ホ 健康診断証明書の提出

昭和62年3月30日付け基発第175号通達
(労災保険の特別加入に係る加入時健康
診断の実施については、特定農作業従
事者についても適用があるので留意する
こと)。

ハ 労働者に係る保険関係成立手続の確保
特別加入予定者が、当該特別加入に係
る事業につき労働者を使用していること
が明らかとなった場合は、既に労働者に
係る保険関係成立届が提出されている場
合を除き、特別加入の申請又は変更届と
同時に労働者に係る保険関係成立届を提
出させるべきことその他につき、指定農
業機械作業従事者と同様である(改正法
実施通達の記の3(1)参照)。

ト 特別加入の承認通知等

特別加入の承認通知若しくは不承認通
知又は特別加入の変更届に関する承認通
知若しくは不承認通知は、基本通達の記
の第2の6の(3)及び別添特様式第1号、

第3号又は第7号により行うこと。

(5) 業務上外の認定基準

上記(2)の作業を上記(1)の事業場において行う場合の業務上の災害が補償の対象となる(法第29条第1項第5号)が、具体的な業務上外の認定については、昭和40年12月6日付け基発第1591号通達(以下「認定基準通達」という。)を別紙6のとおり改正し、改正後の認定基準通達の記の第1の1(3)イを特定農作業従事者に係る労災則第46条の26の基準とすることとしたので、これによって行うこと。なお、この認定基準通達の改正の中で、あわせて他の特別加入に係る認定基準についても所要の整備を行ったところである。

また、通勤途上災害は、補償の対象とはならない(労災則第46条の22の2)ので、留意すること。

(6) 保険給付の請求

イ 保険給付請求書の事業主の証明は、当該特別加入団体の代表者が行うこと。

ロ 保険給付に関する事務は、当該特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うこと(労災則第1条第3項)。

ハ 保険給付の事務のうち、療養の費用システム、休業(補償)給付システム、一時金システム及び年金システムについては、特別加入者コードに「特定農作業従事者」として、コード「51」を追加したので、機械処理の請求書及び帳票の記入に当たっては留意すること。

3 その他

(1) 実施時期

特定農作業従事者に係る特別加入の新設に関する省令改正は、本日平成3年4月12日から施行される(改正省令附則)。

特別加入の申請に対する承認の年月日は、原則どおり、当該申請の日の翌日である。

(2) 中小事業主等の特別加入等との関係

イ 中小事業主等の特別加入との関係

農業の事業における中小事業主等の特別加入と今回新設の特定農作業従事者(又は指定農業機械作業従事者。以下このイにおいて同じ。)に係る特別加入とは、それぞれの加入要件を満たせば、本人の選択によりいずれにも特別加入できることとなるが重複加入は認められない。

したがって、農業に関し中小事業主等として特別加入している者が、特定農作業従事者として特別加入する場合は、特定農作業従事者としての特別加入の申請書(告示様式第34号の10)の提出と同時に又はそれ以前に、中小事業主等としての特別加入の脱退申請書(告示様式第34号の9)を提出しなければならない。この場合、中小事業主等としての特別加入の脱退の承認の年月日は当該脱退申請の日の当日とし、特定農作業従事者としての特別加入の承認の年月日は当該加入申請の日の翌日とすること。

誤って重複加入した場合は、先に加入した特別加入が優先し、後から手続した特別加入に係る保険関係は無効となることに充分留意し、特定農作業従事者に係る特別加入の申請を受け付ける際には、特別加入予定者が中小事業主等として特別加入していないか確認の上、中小事業主等として特別加入している者がある場合は、必ずその脱退の申請又は届出を同時に提出するよう指導すること。

ロ 指定農業機械作業従事者に係る特別加入との関係

引き続き存続する指定農業機械作業従事者に係る特別加入(新労災則第46条の18第1号ロ)と、今回新設の特定農作業従事者に係る特別加入についても、加入要件上いずれにも特別加入できる場合が生ずるが、重複加入は認められない(法第29条第2項)。

したがって、指定農業機械作業従事者として特別加入している者が、特定農作業従事者として特別加入する場合は、上記イの中段で示した手続と同様の手続を要する。

誤って両方の特別加入が重複した場合は、後から加入した特別加入に係る保険関係が無効となることに充分留意し、上記イの後段で示した指導を行うこと。

ハ 中小事業主等・指定農業機械作業従事者から切り替える場合の保険料

中小事業主等・指定農業機械作業従事者から特定農作業従事者に係る特別加入に切り替える場合の保険料の算定の基礎となる賃金総額算定基礎額の算定については、昭和41年4月4日付け基災発第10号通達の記の3によるので、留意すること。

(3) 労働保険関係事務の取扱い

改正法実施通達記の4は、特定農作業従事者の場合も適用があるので、留意すること。

第2 労働組合等の常勤役員の行う作業に係る特別加入の新設

(略、91年6月号に全文掲載)

(別紙1) 昭和40年11月1日付け基発第1454号通達の改正

昭和40年11月1日付け基発第1454号通達を次のように改正する。

1 記の第2の2を次のように改正する。

(1)中「第34条の11第1号及び第2号」を「第27条第1号及び第2号」に、「第34条の11第1号」を「第27条第1号」に、「卸売業、小売業又はサービス業にあつては50人」を「小売業又はサービス業にあつては50人、卸売業にあつては100人」に、「300人又は50人」を「300人、50人又は100人」に、「第34条の11第3号」を「第27条第3号」に改める。

(2)中「又は「漁船による水産動植物の採

捕の事業」」を「、「漁船による水産動植物の採捕の事業」、「林業の事業」、「医薬品の配置販売の事業」又は「再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業」」に改め、(2)イに(ニ)として次のように加える。

(ニ) 林業の事業、医薬品の配置販売の事業又は再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者については、別途通達する(昭和51年9月29日付け労働省発労徴第60号・基発第697号通達の記の1(2)及び昭和55年3月31日付け労働省発労徴第22号・基発第156号通達(6(2)子において「昭和55年通達」という。)の記の2(1)イ参照)。

(3)を次のように改める。

(3) 特定作業従事者(法第27条第5号)

イ 特定農作業従事者(則第46条の18第1号イ)

別途通達する(平成3年4月12日付け労働省発労徴第38号・基発第259号通達(以下「平成3年通達」という。))の記の第1の2(1)及び(2)参照)。

ロ 指定農業機械作業従事者(則第46条の18第1号ロ)

小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。

(イ) 対象となる農業機械は、動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機・自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械、動力揚水機、動力草

刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤーである(昭和40年労働省告示第46号)。

(ロ) 指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、畜産等の作業を含まない。

ハ 職場適応訓練生(則第46条の18第2号イ)

別途通達する(昭和41年12月26日付け基災発第29号通達参照)。

ニ 事業主団体等委託訓練生(則第46条の18第2号ロ)

別途通達する(平成元年3月23日付け労働省発勞徴第19号・基発第135号通達(以下「平成元年通達」という。)の記の第2の2(1)参照)。

ホ 家内労働者(則第46条の18第3号)

別途通達する(昭和45年10月12日付け基発第742号通達(以下「昭和45年通達」という。)の記の2の(3)、昭和49年3月23日付け労働省発勞徴第17号・基発第142号通達の記の3及び昭和50年3月29日付け基発第174号通達記の4参照)。

ヘ 労組常勤役員(則第46条の18第4号)

別途通達する(平成3年通達の記の第2の2(1)、(2)及び(3)参照)。

2に(4)として次のように加える。

(4) 海外派遣者(法第27条第6号及び第7号)

別途通達する(昭和52年3月30日付け労働省発勞徴第21号・基発第192号通達(以下「昭和52年通達」という。)の記の10参照)。

2 記の第2の5を次のように改める。

5 特定作業従事者及び海外派遣者の特別加入手続

特定作業従事者及び海外派遣者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1) 特定農作業従事者

別途通達する(平成3年通達の記の第1の2(4)参照)。

(2) 指定農業機械作業従事者

イ 災害防止措置

加入申請書に添付させるべき業務災害防止措置の内容を記載した書類に関し、一般的事項を別途通達する。

ロ 労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書別紙に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届けが提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する変更届と同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は変更届に基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(3) 職場適応訓練生

職場適応訓練の作業が他の作業とともに行われるのが通常であり、かつ、当該事業場には労働基準法、労働安全衛生規則等が適用されるので、加入申請書における作業内容の記載及び業務災害防止措置の内容を記載した書類の添付を要しないものとして取り扱われたい。

(4) 事業主団体等委託訓練生

別途通達する(平成元年通達の記の第2の2(2)参照)。

(5) 家内労働者

別途通達する(昭和45年通達の記の3参照)。

(6) 労組常勤役員

別途通達する(平成3年通達の記の第2

の2(5)参照)。

(7) 海外派遣者

別途通達する(昭和52年通達の記の10(2)参照)。

3 記の第2の6を次のように改正する。

(1)中「第34条の11第3号」を「第27条第3号」に改める。

(2)ホ中「則第3条の2第3項第3号」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第6条第2項第4号」に改める。

(2)にチとして次のように加える。

チ 再生資源取扱業の一人親方等については、別途通達する(昭和55年通達の記の2(1)ロ及びハ参照)。

4 記の第2の7を次のように改正する。

7中「第34条の13第2項」を「第29条第2項則第46条の19第3項等」に改め、7に次のように加える。

また、特別加入を希望する者のうち一定の者について特別加入をする際に健康診断の受診を義務付け、検診結果によっては特別加入を制限することとなっているが、これについては別途通達する(昭和62年3月30日付け基発第175号通達参照)。

さらに、指定農業機械作業従事者及び特定農作業従事者のうち労働者を使用する者については、当該労働者に係る保険関係成立届を提出しない場合に特別加入を制限することとなっている(上記5(2)ロ及び平成3年通達の記の第1の2(4)へ参照)。

なお、指定農業機械作業従事者、特定農作業従事者及び農業の中小事業主等に係る3つの特別加入の関係については、平成3年通達の記の第1の3(2)を参照されたい。

5 記の第2の9中「第34条の14、則第46条の27」を「第31条、則第46条の26」に、「第34条の11第1号及び第3号」を「第27条第1号及び第3号」に改める。

6 記の第2の10中「法第34条の12第4項、法第34条の13第4項」を「法第28条第4項、法第

29条第5項、法第30条第2項」に改める。

7 記の第2の11中「法第34条の12第1項第3号、法第34条の13第1項第6号」を「法第28条第1項第3号、法第29条第1項第6号、法第30条第1項第2号」に、「則第46条の24」を「則第46条の24、則第46条の25の3」に、「400円以上3,000円以下の範囲内において、100円きざみで都道府県局長が専決することとなる(昭和40年11月1日労働省訓第19号)。」を「3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円及び16,000円のうちから、都道府県労働基準局長が定める(則第1条第1項)」。なお、家内労働者等については、当分の間、2,000円及び2,500円の給付基礎日額も認められる(労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和60年労働省令第4号)附則第2条第3項)。」に、「告示様式第34号の10別紙」を「告示様式第34号の10別紙、告示様式第34号の11別紙」に改める。

8 記の第2の12を次のように改正する。

12 支給制限

支給制限については、特別加入者が、労働者とみなされることにより、法第12条の2の2の規定が適用される。具体的な運用の基準については、別途通達する(昭和40年12月6日付け基発第1591号通達の記の第2参照)。

(別紙6) 昭和40年12月6日付け基発第1591号通達の改正

昭和52年3月28日付け基発第170号により改正された昭和50年11月14日付け基発第671号通達記Iによる改正後の昭和40年12月6日付け基発第1591号通達(以下「通達」という。)を次の1から4までに定めるとおり改正する。

また、これに伴い、昭和45年10月12日付け基発第742号通達の記の5の(2)を次の5に定め

るとおり改正する。

1 通達本文中「第34条の12及び法第23条の13を」を「第27条から第30条まで」に改める。

2 通達の記の第1の1を次のように改正する。
(2)に二として次のように加える。

ニ 再生資源取扱業者について

別途通達する(昭和55年3月31日付け労働省発労徴第22号・基発第156号通達((3)イ(イ)において「昭和55年通達」という。)の記の2(1)ニ参照)。

(3)イ(イ)中「及び動力カッター」を「並びに動力カッター及びコンベヤー(昭和55年通達の記の2(2)ロ参照)」に改める。

(3)中ロをハとし、イをロとし、(3)にイとして次のように加える。

イ 特定農作業従事者について

(イ) 自営農業者が、農作業場において、動力により駆動される機械(以下「動力機械」という。)を使用して行う土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜(家きん及びみつばちを含む。)若しくは蚕の飼育の作業(以下「耕作等作業」という。)及びこれに直接付帯する行為を行う場合

なお、下記ロ(イ)なお書き及び別紙は、特定農作業従事者たる自営農業者が委託を受けて行う作業について準用する。

(注1)「農作業場」には、特別加入の対象となる事業場(ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、堆肥場・草刈り場・サイロ・むろ等の恒常的作業場等)のほか、他のほ場等を含み、主として家庭生活に用いる場所を除く。また、ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、恒常的作業場及び共同集荷施設(いわゆる野菜集送センター等)の相互間の合理的経路を含む。以下同じ。

(注2)「直接付帯する行為」として

は、例えば、耕作等作業中又は耕作等作業の前後において行う耕作等作業のための動力機械の点検・修理作業(日常行い得るものに限る。)、農産物を共同集荷施設までトラック等で運ぶ集荷作業(出荷作業と認められるものを除く。)、動力機械をほ場相互間において、運転若しくは運搬する作業、苗・農薬・堆肥等を共同育苗施設等とほ場との間でトラック等で運搬する作業が、原則として、該当する。一方、例えば、労働者をほ場までマイクロ・バス等で送迎する作業、農産物を市場までトラック等で出荷する出荷作業、畜舎・農舎の建築作業等は、原則として、「直接付帯する行為」に該当しない。

(ロ) 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において、耕作等作業及びこれに直接付帯する作業を行う場合

(注) 40度以上の傾斜地において、水平面から2メートル以上の高さにある箇所における作業を行う場合を含む。

なお、高さが2メートル以上ある畜舎・農舎の屋根の補修作業又は雪下ろし作業は、当該補修作業等が他に委託するよりも農業を行う者が通常行うべきものであって、農作業に密接不可分な場合に限り業務遂行を認める。

(ハ) 農作業場の酸素欠乏危険場所における耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注1)「酸素欠乏危険場所」とは、労働安全衛生法施行令別表第6第7号に規定するサイロ、むろ等をいう。

(注2)「直接付帯する行為」として

は、例えば、家畜の飼育のための資料の醗酵・貯蔵又は土地の耕作のための堆肥の醗酵・貯蔵が、原則として、これに該当する。

(ニ) 農作業場において農薬散布作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注)「農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する薬剤であって、同法第2条第3項の規定により登録を受けたものをいう。

(ホ) 農作業場において牛・馬・豚に接触し又はそのおそれのある耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注1)牛・馬・豚に接触し又は接触するおそれのある作業に限り、牛・馬・豚のいない畜舎内の清掃等の作業は含まない。

(注2)「直接付帯する行為」としては、例えば、家畜を一箇所に集めるため檻等に追い込む作業が、原則として、これに該当する。

(3)に次のように加える。

ニ 事業主団体等委託訓練生について

別途通達する(平成元年3月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達の記の第2の2(5)参照)。

ホ 家内労働者について

別途通達する(昭和45年10月12日付け基発第742号通達の記の5の(1)参照)。

ヘ 労働組合等常勤役員について

労働組合等の常勤役員が、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業(当該作業に必要な移動を含む。)を行う場合

(注1)事業場とは、当該労働組合の組合員が属する企業の事業場に限らず、広く事業が行われている敷地内を指すも

のである。

(注2) 争議行為そのものが法律(労働関係調整法第36条、第38条、国营企業労働関係法第17条第1項、国家公務員法第98条第2項、地方公務員法第37条第1項等)により禁止されている場合、当該争議行為を指導する作業は「当該労働組合等の活動に係る作業」に該当しないが、労働関係調整法第26条第4項、第37条第1項のような手続規定に違反した争議行為の指導作業は、原則として、これに該当する。

第1の1に次のように加える。

(4) 海外派遣者(法第27条第6号及び第7号)

別途通達する(昭和52年3月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号通達の記の10(6)参照)。

3 通達の記の第2を次のように改正する。

1中「第19条」を「第12条の2の2」に、「法第34条の11第1号及び第2号」を「法第27条各号」に改め、「これらの者の事故が同条第1号の者の事業主としての故意又は重大な過失により発生したと認められる場合を除いては、すべて」を削る。

2を次のように改める。

2 法第12条の2の2と法第12条の4第1項が同時に適用される場合

法第12条の2の2と法第12条の4第1項が同時に適用される場合は、まず、法第12条の2の2の規定を適用し、その結果、減額支給された保険給付について法第12条の4の規定を適用すること。

3を削る。

4 通達の記の第3を削る。

5 昭和45年10月12日付け基発第742号通達の記の5の(2)を次のように改正する。

(2) 保険給付の制限

昭和40年12月6日付け基発第1591号通達の記の第2による。 ■